

第5章 歴史文化資産の保存・活用の基本理念と基本方針

1 基本理念

これまで整理してきた本市の歴史文化資産と歴史文化の特徴を、本市の個性をあらわす地域ブランドとして位置付け、これらの保存と活用の取組を推進します。

なかでも、第3章の歴史文化の概要の冒頭で述べたように、まちの成り立ちの核となった東海道とのかかわりによって形成された歴史文化と、山・里・まちが茶業などの生業や生活において関わり合いながら形成された歴史文化を、本市を代表するものと捉えます。

これらを藤枝ブランドとして活かし、藤枝市第6次総合計画や関連が深い文化マスタープランの方向性を勘案しながら、市内外への発信及び本市への来訪者の拡大によって活発な交流を生み出すことで、まちの賑わい創出につなげることを目指します。このような姿の実現のため、次の基本理念を掲げます。

【基本理念】

東海道と山・里・まちが織りなす歴史文化を藤枝ブランドとして活かし、交流を生み出すまち

東海道と山・里・まちが織りなす歴史文化は、数多くの歴史文化資産から成り立っており、これらを掘り起こし見出すことは、あらゆる取組を進める上で基礎的な方向性として位置づけられます。調査により把握した歴史文化資産は、本市の個性や魅力を反映した地域の宝であり、これらを藤枝ブランドとして市民が認識を深め、その魅力を発信し活用することで地域の賑わいにつなげることができます。

その前提として、歴史文化資産を適切な保存修理や、次世代へ伝承することで、確実な継承を図ることが必要です。このような保存・継承の取組は、これまでのように専門家や所有者だけが関わるのではなく、幅広い分野の人材が参画して、地域総がかりで取組む活動の輪を広げていくことを目指します。

本市の歴史文化の特徴や歴史文化資産を、魅力ある素材として効果的に活用し、観光や文化事業、まちづくり等においても連携して、市内外からの来訪者拡大や交流を生み出すことにつなげます。

2 基本方針

この基本理念を実現することを目指し、市域の歴史文化資産の保存と活用のため、今後の取組については以下の4つの基本方針で進めます。基本方針ごとの課題と方針、取組内容（措置）については、次章以降で説明します。

基本方針1 地域の宝の掘り起こし（把握する）

東海道と山・里・まちが織りなす歴史文化は本市の成り立ちを代表するものですが、その他の歴史文化についても、数多くの歴史文化資産で構成されています。これらを掘り起こし地域の宝として見出すことは、あらゆる取組を進める上で基礎となるものとして位置づけられます。これまでに調査によって把握されているものや、存在は知られているが十分に調査されていないものや、新たな視点での調査によって今後新たに価値が見出されるものなど、藤枝ブランドとして位置付ける歴史文化資産の把握を進めます。

基本方針2 後世に守り伝える（保存する）

把握した歴史文化資産は、本市の成り立ちや個性を語る市民の共有の財産として、後世に伝えるため適切な保存を図る必要があります。地域に根差した歴史文化資産について市民が関心を持ち、藤枝ブランドとして守っていくことに対して理解を深めることで、確実な継承につなげます。適切な保存のために修理や整備を行うことは、活用を進めるための前提となるものです。

基本方針3 関わる人の輪を広げる（人材を増やす）

これまでは、指定等文化財の所有者や専門家や歴史団体などが、歴史文化資産の保存と活用において中心となってきました。今後は、身近な歴史文化資産について市民の興味関心を高めることで、保存・継承の活動に参画する人材を育成することも必要です。市民が自らの足元の歴史文化に触れ、学び、体験することで、歴史文化資産への理解を深め、関心や愛着を持つ人材を増やし、歴史文化資産の保存や活用に関わる人の輪を広げます。

基本方針4 魅力を活かす（活用する）

基本方針1～3のもとで、把握した多彩な歴史文化資産を藤枝ブランドとして守り、様々な分野の人材が関わることでその魅力を引き出し、観光や文化事業、教育やまちづくり等の分野と連携して歴史文化資産の活用を図ることで、地域の活性化や幅広い世代の交流、市内外からの来訪者拡大につなげます。

第6章 歴史文化資産の保存・活用に関する方針と措置

前章で述べた4つの基本方針ごとに、現状の課題を整理し、課題に対する方針と、具体的な取組についてまとめます。以下の取組については、市費・県費（文化財保存費補助金等）・国費（文化庁補助金・デジタル田園都市国家構想交付金等）・その他民間資金等を活用しながら進めていきます。

- | |
|---|
| <p>基本方針1 地域の宝の掘り起こし（把握する）</p> <p>基本方針2 後世に守り伝える（保存する）</p> <p>基本方針3 関わる人の輪を広げる（人材を増やす）</p> <p>基本方針4 魅力を活かす（活用する）</p> |
|---|

基本方針1 地域の宝の掘り起こし（把握する）

基本方針1では、市域の歴史文化資産について保存と活用を考えていくうえで基礎となる措置として、その存在や内容を知ることが目的とした取組を行います。これまでに取組んできた把握調査において調査が不足している地域や、存在が知られているが詳細な内容が調査されておらず、学術的価値を判断できていないものがあります。また、市所蔵資料を含めこれまでに調査されたものであっても実施年代が古いため現代の学術的視点に立って再評価する必要があるもの、これまでに把握した歴史文化資産について現在の保存状況を確認するための現況調査が必要なものがあります。調査を計画的に実施することで、地域の宝である歴史文化資産について掘り起こし、その内容を把握し、その価値を見出すことで、地域の宝として認識を深めることにつながります。

【課題】

①歴史文化資産の調査

平成の藤枝市史編さん事業の資料編に伴う把握調査を実施した際には旧岡部町域は合併前であったため、岡部・朝比奈地区が対象地域に含まれておらず古文書などの把握調査が必要です。名勝地や文化的景観については十分に調査されておらず、把握が進んでいません。

また民俗文化財や建造物など調査が不十分な類型については、追加の詳細調査が必要です。

②歴史文化資産の再評価

無形民俗文化財など、かつて詳細調査がなされましたが年数が経過して古いため、改めて状況を確認したり、現在の学術的視点で見直し、再評価することが必要な類型があります。

③所蔵資料の整理

歴史文化資産のうち民間調査機関が発掘調査した出土品など、古い時期に市博物館に収蔵された資料について、資料の内容や伝来の経過などの情報が十分に共有化できていません。また、収蔵スペースが不足しています。

【方針】

①歴史文化資産の調査の推進

岡部・朝比奈などの地区で把握調査が未実施の古文書や民俗文化財などの類型や、建造物の詳細調査については、計画的に調査事業を実施し歴史文化資産の把握を進めます。

②歴史文化資産の再評価による価値付け

既往の調査成果をもとに、歴史文化的な価値や意義について再評価や現況確認をするために行う再調査を、計画的に実施します。

③所蔵資料の整理による情報の継承

埋蔵文化財資料・博物館資料をはじめとする所蔵資料についての情報を再整理することにより、内容把握して情報を共有化し、資料情報の継承を図ります。また、収蔵スペースの確保のため収蔵品の見直しを行います。

【措置】

表6-1 基本方針1の措置

課題	No.	措置（取組）	実施時期			取組主体				財源措置
			前期	中期	後期	市 民	団 体	専 門 家	行政	
			R5 ～ 7	R8 ～ 9	R10 ～ 12				主管 (連携)	
1-① 歴史文化 資産の 調査	1	藤枝市史編さん事業の追加調査 旧岡部町地区などで把握調査が未実施の古文書や民俗文化財等の、歴史文化資産の追加調査を行う。				△	△	○	◎	市
	2	民俗文化財の詳細調査 岡部町殿の虫おくり、朝比奈和紙。宇津ノ谷地域の民俗行事など市史編さん事業で概要把握した民俗行事の詳細調査を実施する。				△	△	○	◎	市
	3	朝比奈玉露の生産に関わる総合調査 まちづくりや茶業振興に活かすため、玉露茶生産の歴史、茶畑景観の形成など地域の生業の特性について把握調査を実施する。				△	△	○	◎ (お茶)	市
	4	建造物調査事業 岡部宿黒石家住宅、若宮八幡宮本殿などの建造物について詳細調査を実施する。				△	△	○	◎	市
	5	未指定類型の調査 名勝地や文化的景観等、まだ指定がない類型の歴史文化資産について把握調査する。				△	△	○	◎	市

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

1-② 歴史文化 資産の再 評価	6	静岡県中部地方の神楽行事調査 高根白山神社古代神楽・滝沢八坂神社の神楽を、中部地方の駿河神楽を視野に入れ関係自治体（静岡市・島田市・川根本町）と連携して現在の状況について調査する。				△	△	○	◎		市 県 国
	7	無形の民俗文化財の再調査 朝比奈大龍勢・飽波神社大祭の奉納踊りについて、行事に関わる史料や地域での伝承の現状など再調査を実施し、行事の位置付けや特性を再評価する。				△	△	○	◎		市 県
	8	大井川下流域の三角屋敷の総合調査 宅地化が進む大井川左岸下流域の、特徴的な屋敷地について把握するための調査を、関係自治体（焼津市）と連携して実施する。				△	△	○	◎		市
1-③ 所蔵資料 の整理	9	博物館資料再整理事業 資料情報の継承と共有化を図るため、収蔵時期が古い博物館資料・文学館資料について再整理を行う。また、資料の重要度や活用の見込みに応じた見直しを行い、限られた収蔵スペースの有効活用を図る。				△	△	○	◎		市
	10	埋蔵文化財資料再整理事業 資料情報の継承と共有化を図るため、収蔵時期が古い埋蔵文化財資料について再整理を行う。また、埋蔵文化財専用の施設の設置に向けた検討を行う。				△	△	○	◎		市

<p>【取組主体】 市 民…歴史文化資産の所有者、歴史文化資産の保存活用に関心のある市民等 団 体…保存・活用団体、研究団体、観光・商工関係団体等 専門家…文化財保護審議会、学識経験者</p>	<p>行 政…主管（連携） 主管…記載がないものは文化財課（連携）…（）内は庁内連携課 ※庁内連携課 お茶…お茶のまち推進室</p>	<p>◎中心的役割 ○必要に応じて支援 △連携・協力</p>	<p>【財源措置】 市…市費 県…県費 国…国費</p>
--	---	--	--



写真6-1 虫送り（岡部町殿）

基本方針2 後世に守り伝える（保存する）

基本方針2では、歴史文化資産を保存し将来にわたって継承し、後世に守り伝えるための取組を進めます。本市の歴史文化の理解に必要なものは藤枝市文化財保護条例に基づく指定等を進め、より重要なものは文化財保護法、静岡県文化財保護条例に基づく国・県指定等に向け協議を進めます。指定されているものは適切な整備を行い、保存のための施設を維持していきます。未指定文化財であっても、本市の歴史文化を語るうえで重要な資料は博物館資料として収集します。伝承されているものは記録を作成して保存を図ること、地下に埋蔵された文化財については適切な保存を図ること等の取組を計画的に行います。なお、災害に備えるための取組については第8章で説明します。

【課題】

①指定等による保護の推進

把握している歴史文化資産のうち重要なものについて、新たな指定等による保護が進んでいないものがあります。

②所有者との連携

歴史文化資産の日常的な管理の現状について把握できていないものがあります。

③計画的な修理・整備

歴史文化資産の保存状態に応じて必要な修理や整備が、計画的に実施できていないものがあります。

④整備した施設の適正な維持

これまでの保存整備事業において、移築復元した建造物や史跡整備した施設等では事業実施から年数が経過しており、経年劣化が進んでいます。

⑤歴史文化資産の散逸・滅失

歴史文化資産の所有者・管理者及び伝承者が、高齢化などにより保管管理を継続できなくなって資料が散逸したり、伝承が途絶える恐れがあります。

⑥埋蔵文化財の保存

埋蔵文化財を適正に保存するため、開発事業との調整や、保護の必要性の周知を継続する必要があります。

【方針】

①指定等による保護の拡充

把握している歴史文化資産については、その内容や位置付けを行うための詳細調査を実施してその成果に基づき、市登録制度の検討を行います。また、必要なものは新指定等による保護を進めます。

②所有者との連携を強化

歴史文化資産の日常の管理の現状について、所有者との連携を強化することによっ

て適切に把握できるようにします。

③計画的な保存修理の実施

歴史文化資産を将来にわたって保存し後世に伝えるために、必要な修理や整備を適切な時期に実施できるよう、計画的に取り組めます。

④整備した施設の適正な維持の継続

保存活用計画を作成し、移築復元した建造物や史跡の遺構表示、ガイダンス施設などについて、市民が来訪する公開施設として、景観の維持や安全確保のため維持管理を計画的に実施します。

⑤歴史文化資産の散逸・滅失の予防

歴史文化資産のうち、本市の歴史文化を語るうえで重要なものや散逸・滅失の恐れがあるものについて、市博物館において収蔵する必要があるものについては収集し、または記録を作成して保存します。

⑥埋蔵文化財の適切な保存

埋蔵文化財の適切な保存のため、開発計画との調整を行って現状保存を図り、やむをえない場合は記録保存のため発掘調査を実施します。

【措置】

表6-2 基本方針2の措置

課題	No.	措置（取組）	実施時期			取組主体				財源措置
			前期	中期	後期	市 民	団 体	専 門 家	行政 主管 (連携)	
			R5 ~ 7	R8 ~ 9	R10 ~ 12					
2-① 指定等による保護の推進	11	市文化財保護審議会における新指定の検討と市指定 新指定の候補物件についての提案・意見交換を活性化し、新指定を進める。				△	△	○	◎	市
	12	市文化財保護審議会における制度創設の検討 登録制度の先行事例を収集し、本市らしい制度の在り方について検討する。				△	△	○	◎	市
2-② 所有者との連携	13	定期的な巡回の実施による現状把握 史跡・建造物等の定期的な巡回を行って管理の状況を確認し、破損・劣化、危険箇所等について把握する。				○	○	○	◎	市
	14	文化財所有者等の連絡体制の構築 定期的に保存・管理の状況を把握できるよう、所有者との連絡体制を強化する。				◎	◎	○	◎	市
	15	各類型に応じた歴史文化資産の保存状態の把握 計画的な修理事業実施のため、保存状態の現況調査を行って、修理の必要性を把握する。				◎	◎	○	◎	市
2-③ 計画的な修理・整備	16	保存修理事業の事業化支援 適切な保存修理を実施し確実な保存・継承につなげるため、現況調査・事業計画作成に向けた準備など所有者への助言を行う。				◎	◎	○	◎	市

	17	補助金交付による保存修理事業の支援 指定文化財について国・県補助金の効果的な活用や、市補助金を交付し、適切な保存修理事業を実施する。				△	△	○	◎		市 県 国
	18	天然記念物の樹勢維持や再生に向けた事業 天然記念物の確実な保存を図るため、樹勢や生育状況に応じ、樹勢維持や再生等の事業を実施する。				◎	◎	○	◎		市
	19	史跡の公開活用環境の維持 史跡の公開環境整備のため、経年により成長した植栽や除草管理、水質管理などの環境や美観の維持を図る。				△	△	○	◎		市
2-④ 整備した施設の適正な維持	20	国史跡志太郡銜跡の保存活用計画の作成 老朽化した復原施設や資料館展示のリニューアルのため、再整備を視野に入れた保存活用計画を作成する。				△	△	○	◎		市 県 国
	21	国史跡旧東海道宇津ノ谷峠の保存活用計画の作成 整備後年数が経過した道路遺構の保全と美観維持のため、再整備を視野に入れた保存活用計画を作成する。				△	△	○	◎	(街道)	市 県 国
	22	県史跡若王子古墳群の再整備 整備後年数が経過した遺構表示施設の保全と美観維持のため、再整備に向けた計画を作成する。				△	△	○	◎	(花緑)	市 県
	23	市史跡田中城跡の維持管理及び再整備 公有地化済の史跡用地の保全と、整備後年数が経過している堀跡の美観維持のための管理及び再整備に向け田中城保存整備基本構想(昭和61・1986)を検証し、新たな整備計画の策定を検討する。				△	△	○	◎	(街道) (観光)	市
	24	移築復元した建造物の適切な維持 史跡田中城下屋敷に移築した市指定建造物(4棟)を、適切な維持管理と修繕を行う。				△	△	○	◎		市
	25	文化財説明板等の付替と新設 文化財の所在の周知を図るため、老朽化した説明板等の付替や、新設を実施する。				△	△	○	◎		市
	2-⑤ 歴史文化資産の散逸・滅失	26	博物館資料収集事業 未指定の文化財で、地域に根差した歴史文化資産を語るうえで欠かせないものは博物館資料として収集し、そのほかは記録を作成して保存を図る。				△	△	○	◎	
2-⑥ 埋蔵文化財の保存	27	埋蔵文化財発掘調査事業 開発計画との適切な調整により埋蔵文化財の保存を図り、遺跡への影響が避けられないものは発掘調査を実施して記録保存を実施する。				△	△	○	◎		市 県 国

<p>【取組主体】 市民…歴史文化資産の所有者、歴史文化資産の保存活用に関心のある市民等 団体…保存・活用団体、研究団体、観光・商工関係団体等 専門家…文化財保護審議会、学識経験者</p>	<p>行政…主管(連携) 主管…記載がないものは文化財課(連携)…()内は庁内連携課 ※庁内連携課 街道…街道・文化課 花緑…花と緑の課 観光…観光交流政策課</p>	<p>◎中心的役割 ○必要に応じて支援 △連携・協力</p>	<p>【財源措置】 市…市費 県…県費 国…国費 民…民間</p>
--	--	--	--

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

基本方針3 関わる人の輪を広げる（人材を増やす）

基本方針3では、様々な立場の多様な人材や市民団体等に、関心を持ち関わってもらうことで、より効果的な保存・活用につなげることを目指します。歴史文化資産の保存・活用は、これまでは歴史文化資産を所有している人や、民俗芸能などを継承している人、専門家や行政関係者など限られた人々が中心となってきました。このような体制だけで取り組むのではなく、子供から大人まで、身近な歴史文化について知り、学び、関心を高めることで、情報発信や保存・活用のための活動に参画する機会の創出や参加意欲を高め、関わる人の輪を広げるための取組を行います。

【課題】

①市民団体と連携した保存・活用

歴史文化資産の保存団体や歴史愛好家、観光ボランティアなどの様々な団体が連携して、地域総がかりで歴史文化資産を保存・活用する仕組みが確立していません。

②市民への情報発信

本市の豊かな歴史文化や、地域の歴史文化資産について、広く市民に関心をもってもらい市内外から来訪するきっかけとなるように情報発信を工夫する必要があります。

③地域の伝統文化の継承支援

歴史文化資産の保存活用を担う保存会などは高齢化が進んでおり、将来的な担い手となる人材が少なくなっています。

④学校教育・社会教育との連携

学校教育での子供の学習や、広く市民が参加する講座など社会教育の場において、地域の歴史文化資産を学びの素材として活用し、関心を高めるきっかけづくりのための連携が一部にとどまっています。

⑤保存・活用を担う体制の強化

文化財保護行政を推進する職員体制を維持し、これまでの調査成果や地域の歴史文化資産についての知識などの継承を強化していく必要があります。

【方針】

①市民団体と連携した保存・活用の体制構築

歴史文化資産の保存活用にあたり、行政と歴史文化資産の保存団体、建築士や樹木医などや専門家で構成される団体、歴史愛好家・観光ボランティアなどの様々な市民団体が必要に応じて連携できる体制を構築します。

②市民への情報発信の強化

市域の豊かな歴史文化の魅力を知り学ぶ機会の創出や、気軽に身近な歴史文化資産について知ることができるようホームページやパンフレットにより情報発信し、市民の関心を高めます。

③地域の伝統文化の継承支援の充実

地域で支えられてきた無形民俗文化財など伝統行事について、若い世代にも関心を高めてもらえるよう歴史的価値を発信します。将来的な担い手となる人材が継承できるようにするための記録作成などにより、保存会の伝承を支えます。

④学校教育・社会教育との連携の推進

学校教育での子供の学習や、広く市民が参加する講座など社会教育の場において、対象とする世代や各地域に応じた内容で歴史文化資産を学びの素材として活用できるよう連携を進めます。また、イベントに参加や協力してもらう等の連携により体験しながら歴史文化に触れる機会を創出します。

⑤保存・活用を担う体制の質的向上

文化財保護行政を推進する体制を維持し、これまでの調査成果や地域の歴史文化資産についての知識などを継承していくため、専門職員の人材確保及び後継職員を育成します。また、国・県の研修などにより見聞を広げ、質的向上を図ります。

【措置】

表6-3 基本方針3の措置

課題	No.	措置（取組）	実施時期			取組主体				財源措置	
			前期	中期	後期	市民	団体	専門家	行政 （主管 連携）		
			R5 ～ 7	R8 ～ 9	R10 ～ 12						
3-① 市民団体と連携した保存・活用	28	地域で活動する団体との連携した史跡の活用 史跡保存会や史跡を拠点に活動する市民団体と連携して、イベント等を開催し、史跡の賑わいを創出する。				△	○	△	◎	市	
	29	地域で活動する専門家団体と連携した文化財調査 建築士、樹木医等の専門家団体と連携した文化財調査を実施する。				△	○	◎	◎	市	
	30	県が認定する文化財保存・活用推進団体との連携 連携して市域の歴史文化資産の調査の実施や、保存・活用の活動について発信する。				△	○	○	◎	市	
	31	観光ボランティアによる案内 観光ボランティアと連携し市域の歴史文化資産への理解・関心度を深める機会を創出する。				△	○	△	◎	街道 観光	市
	32	博物館ボランティアによる案内活動の充実 藤枝市の成り立ちや歴史文化の魅力への理解を深めるため、研修会等によりボランティアガイドの知識向上を図る。				△	○	△	◎	市	
3-② 市民への情報発信	33	市民向け講座の開催 本市の歴史文化資産について関心を高める機会とするため、博物館講座・文化財講座を開催する。				△	△	○	◎	市	

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

34	歴史文化資産パンフレットの作成 地域の身近な歴史文化を情報発信し関心を高めるきっかけとするため、気軽に手にすることができるパンフレットを作成する。				△	△	△	◎		市
	35	ホームページ、SNS、広報ふじえだ、定例記者会見等による情報発信 市所有のメディアを活用した市民への情報発信や、マスコミへの情報提供により市外にも発信する。				△	△	○	◎ (広報)	市
3-③ 地域の伝統文化の継承支援	36	無形の民俗文化財の伝承活動の活性化 歴史ある民俗芸能・行事を将来にわたって継続できるよう、継承する保存会活動を支援する。				△	△	○	◎	市
	37	学校教育等における民俗文化財の学習 学校教育において伝統行事や歴史、先人について等を学習の素材とし、子供たちが身近な地域の歴史文化を知る機会とする。				△	△	○	◎ 学校	市
3-④ 学校教育・社会教育との連携	38	小・中学校の地域学習との連携 博物館や史跡での校外学習で連携し、身近な歴史文化に触れる機会を創出する。				△	△	○	◎ 学校	市
	39	高校・大学と連携した歴史文化資産活用事業 田中城菊花展への藤枝北高校生による菊鉢の出品、静岡産業大学生の史跡イベントボランティアなど、史跡活用イベントでの連携を図る。				△	△	○	◎	市
	40	市民向けの講座等社会教育での歴史講座等の開催 幅広く市民に、本市の文化財や歴史資源について魅力を発信し、関心を高める機会を創出するため、市民大学などで歴史講座を開催する。				△	△	○	◎ 生涯	市
3-⑤ 保存・活用を担う体制の強化	41	文化財専門職員の計画的採用と育成 地域の歴史文化資産を熟知した職員による文化財保護業務の充実と、後継職員の育成を進める。				△	△	○	◎	市
	42	博物館学芸専門職員の計画的採用と育成 地域の歴史文化資産の収集・保存及び発信・活用拠点である博物館の、学芸業務の充実と後継職員の育成を進める。				△	△	○	◎	市

<p>【取組主体】 市民…歴史文化資産の所有者、歴史文化資産の保存活用に関心のある市民等 団体…保存・活用団体、研究団体、観光・商工関係団体等 専門家…文化財保護審議会、学識経験者</p>	<p>行政…主管（連携） 主管…記載がないものは文化財課（連携）…（）内は庁内連携課 ※庁内連携課 街道…街道・文化課 観光…観光交流政策課 広報…広報課 学校…小・中学校、教育政策課 生涯…生涯学習課</p>	<p>◎中心的役割 ○必要に応じて支援 △連携・協力</p>	<p>【財源措置】 市…市費</p>
--	--	--	--

基本方針4 魅力を活かす（活用する）

基本方針4では、本市の歴史文化の特徴や、地域に根差した多彩な歴史文化資産について、わかりやすいストーリーや知名度のある人物と結び付けて、その魅力を引き出せるよう発信方法を工夫します。日本遺産をはじめとした歴史文化資産の魅力を活かし、観光や産業、文化事業やまちづくりなどの関連分野においても、素材として活用できるよう連携して、市内外からの来訪者拡大や交流につなげます。

【課題】

①発信力の強化

本市のホームページやSNSなどを利用した発信など、市内外への情報発信が一部にとどまっています。

②体感する機会の創出

歴史文化資産の公開は限定的なものもあるため、実物を見たり、触れて体感することができるものは限られています。

③博物館機能の強化

博物館の機能である展示公開と資料収集において、歴史文化資産の公開や、未指定の歴史文化資産の保存などを効果的に実施できるよう強化する必要があります。

④観光との連携

歴史文化資産を、地域の魅力ある観光資源として活かしきれていないものは、さらに連携を充実させる必要があります。

⑤まちづくりとの連携

歴史文化資産を、地域の個性として、まちづくりや地域活性化に活かしきれていないものは、さらに連携を充実させる必要があります。

⑥公開施設の活用

志太郡衙跡や史跡田中城下屋敷、大旅籠柏屋などの史跡や歴史文化施設について、市民が歴史文化に直接触れる場として提供していますが、来訪者が一部の市民にとどまっています。

【方針】

①発信力の強化

本市のホームページやSNSなどを利用した発信などのほか、マスコミへの情報提供や関連団体と連携したイベント等での情報発信を工夫します。

②体感する機会となる場の提供

歴史文化資産の実物を見学したり、可能なものは触れて体感することができる見学会や説明会を実施します。

③博物館機能の強化とリニューアル

博物館の機能である展示公開と資料収集において、特別展開催などによる歴史文化資産の公開や未指定の歴史文化資産を、保存しながら活用を図ります。などを強化します。また、市民に本市の歴史文化を発信する拠点施設として、これまでの歴史文化資産の調査成果を活かした常設展示リニューアルを、計画的に取り組めます。

④観光との連携による来訪者拡大

伝統行事を素材とした大規模な誘客や、日本遺産の構成文化財をはじめとする歴史文化資産を素材とした観光プログラムによる来訪者拡大などにおいて、保存会や観光関連事業者等の関係団体と連携します。

⑤まちづくりと連携した活用

まちづくりや地域活性において地域の歴史文化資産が素材として活かされるよう、関係団体等と連携します。

⑥公開施設の活用による情報発信

史跡や歴史文化施設において、気軽に来訪し歴史文化にふれる場として市民に親しまれるよう、また屋外展示と博物館の連携を図りながらイベント開催及び情報発信を行います。

【措置】

表6-4 基本方針4の措置

課題	No.	措置（取組）	実施時期			取組主体				財源措置	
			前期	中期	後期	市 民	団 体	専 門 家	行政		
			R5 ～ 7	R8 ～ 9	R10 ～ 12				主管 (連携)		
4-① 発信力の 強化	43	歴史文化資産データベースの構築とHPでの公開 博物館資料データベースと連携して情報公開し、内容を充実させる。				△	△	△	◎		市
	33 再掲	市民向け講座の開催 本市の歴史文化資産について関心を高める機会とするため、博物館講座・文化財講座を開催する。				△	△	○	◎		市
	34 再掲	歴史文化資産パンフレットの作成 地域の身近な歴史文化を情報発信し関心を高めるきっかけとするため、気軽に手にすることができるパンフレットを作成する。				△	△	△	◎		市
	35 再掲	ホームページ、SNS、広報ふじえだ、定例記者会見等による情報発信 市所有のメディアを活用した市民への情報発信や、マスコミへの情報提供により市外にも発信する。				△	△	○	◎	(広報)	市

4-② 体感する 機会の創 出	44	学校教育・社会教育での文化財の活用 文化財を幅広く市民に、本市の歴史文化資 産資源を見て触れることで、魅力を体感し てもらう機会を創出する。				△	△	○	◎	学校 生涯	市
	45	現地説明会の開催 遺跡の発掘調査現場、文化財の修理現場等 の現地での見学会・説明会を開催する。				△	△	○	◎		市
	46	歴史文化資産見学イベントの開催 文化財を来訪するきっかけをつくり、市民 の関心を高めるため、史跡めぐりツアーや 特別見学会などを開催する。				△	△	○	◎	(街道) (観光)	市
4-③ 博物館機 能の強化	43 再掲	歴史文化資産データベースの構築とH Pでの公開 博物館資料データベースと連携して情報 公開し、内容を充実させる。				△	△	△	◎		市
	47	博物館常設展示の充実とリニューアル 既往調査成果を反映して内容を充実させ、 本市の歴史文化発信拠点として常設展示 の再整備を実施する。				△	△	○	◎		市
	48	若王子古墳群と博物館展示の連携 蓮華寺池公園内にある、古墳の広場（若王 子古墳群）と博物館常設展の古墳時代展示 を連携させた発信を行う。				△	△	○	◎	(花緑)	市
	49	最新の調査成果を生かした博物館企画 展の実施 個性ある歴史文化を市内外に紹介するた め、地域の歴史文化資産を活かして、企画 展を開催する。				△	△	○	◎		市
4-④ 観光との 連携	50	地域活性化団体との連携による歴史文 化資産の活用 着地型観光プログラム「藤枝おんぼく」「み ちゆかし」において、歴史文化資産を活用 したプログラムを開催する。				△	△	○	◎	街道 観光	市民
	51	伝統行事と観光の連携 朝比奈大龍勢、鮑波神社大祭の奉納踊り を含む「藤枝大祭り」を、本市を代表する 観光イベントとして来訪者拡大を図る。				○	○	△	◎	観光	市国 民
	52	日本遺産魅力発信事業の推進 関連文化財群①に記載 No.62・63				△	○	○	◎	街道	市国
	53	田中城跡の新たな活用手法の検討 城泊など地域の歴史文化資産を面的に活 用する取組を検討する。				△	○	○	◎	観光	市国
4-⑤ まちづく りとの連 携	54	旧宿場町エリアの商店街活性化 宿場町の歴史文化資産を活かした商店街 活性化事業を実施する。				△	○	○	◎	商業	市
	55	東海道歴史文教エリアのまちづくり 旧藤枝宿・蓮華寺池・博物館エリアを周遊 するしくみづくりを推進する。				△	○	○	◎	都市	市
	56	旧藤枝製茶貿易商館活用事業 旧藤枝製茶貿易商館を一部移築した茶文 化発信・観光交流拠点施設「とんがりぼう」 を有効活用し、手揉茶の実演や藤枝茶の魅 力・文化、観光情報等を市内外に発信する。				△	○	○	◎	お茶	市
4-⑥ 公開施設 の活用	57	史跡志太郡衙跡においてイベント・講 座を開催 身近な史跡に気軽に来訪し、奈良時代の歴 史文化に触れる場として活用するため、イ ベント・講座を開催する。				△	△	○	◎		市

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

第
6
章

第
7
章

第
8
章

第
9
章

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

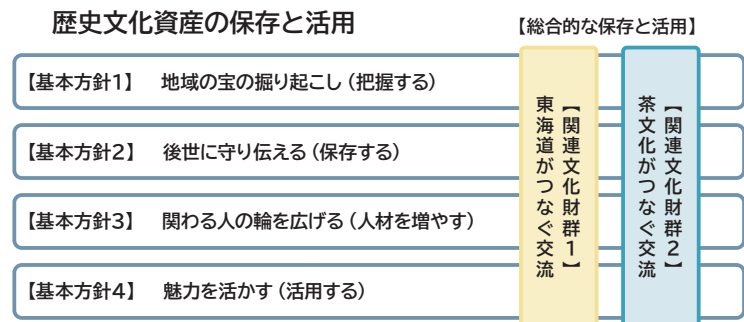
58	史跡田中城下屋敷においてイベント・講座を開催 身近な史跡に気軽に来訪し、戦国時代～江戸時代の歴史文化に触れる場として活用するため、イベント・講座を開催する。				△	△	○	◎		市
48再掲	若王子古墳群と博物館展示の連携 蓮華寺池公園内にある、古墳の広場（若王子古墳群）と博物館常設展の古墳時代展示を連携させた発信を行う。				△	△	○	◎	(花緑)	市
59	岡部宿大旅籠柏屋の活用促進 歴史資料館として運営するとともに、内野本陣史跡との一体的活用による各種イベントの実施により岡部宿の情報発信と来訪者の増加を図る。				△	○	○	◎	街道	市国

<p>【取組主体】 市民…歴史文化資産の所有者、歴史文化資産の保存活用に関心のある市民等 団体…保存・活用団体、研究団体、観光・商工関係団体等 専門家…文化財保護審議会、学識経験者</p>	<p>行政…主管（連携） 主管…記載がないものは文化財課（連携）…()内は庁内連携課 ※庁内連携課 広報…広報課 学校…小・中学校、教育政策課 生涯…生涯学習課 街道…街道・文化課 観光…観光交流政策課 花緑…花と緑の課 商業…商業振興課 都市…都市政策課 お茶…お茶のまち推進室</p>	<p>◎中心的役割 ○必要に応じて支援 △連携・協力</p>	<p>【財源措置】 市…市費 県…県費 国…国費 民…民間</p>
--	---	--	--

第7章 歴史文化資産の総合的な保存・活用

関連文化財群とは、これまでみてきたように多種多様な歴史文化資産を、テーマやストーリーに沿って一定のまとまりとして捉え、相互の関連性や面的な魅力を引き出し、より効果的な保存・活用につなげるために設定するものです。

本市の歴史文化を特徴づけ、地域の個性を捉えるうえで特に重要なテーマとして、本計画においては2つの関連文化財群を設定します。共通のテーマのもとで市域に点在する歴史文化資産を結び付け、第5章・第6章で述べた4つの基本方針に沿った措置（取組）を相互に関連させることで、より効果的な保存・活用を推進します。市民がより親しみを感じて、これらを活用した取組や行事へ参画し、将来的な担い手育成につなげることを目指します。



【関連文化財群1】 東海道がつなぐ交流

本市を東西に貫く東海道は、奈良時代に律令制度のもとで整備されたのが始まりです（歴史文化の特徴1）。中世には鎌倉と京を結ぶ重要幹線となり、戦国大名の軍勢が往来しました（歴史文化の特徴2・3）。江戸時代に東海道五十三次が整備され、街道や宿場町は、現代の藤枝のまちの形成の礎となりました（歴史文化の特徴4）。各時代において、街道を行き交う全国の人や文物などが、本市の土地柄と住む人々と交わりその影響を受けながら歴史文化が形成されました。街道がもたらした文化は、古い時代の文化に、さらに次の時代の文化が積み重なり、特徴的な東海道がつなぐ交流の歴史文化が生み出されました。

【関連文化財群2】 茶文化がつなぐ交流

市域北部の山地と、南部の平野部は、生活・文化や産業・流通などにおいて互いに結びつきながら共存してきました。特に茶の生産と流通では、主要産地である市内北部と、流通の拠点である茶問屋が所在する市街地とが深い関わりをもって結びつきました。北部では峠を越えて大井川中・上流域（川根本町）や藁科川上流域（静岡市）ともつながり、南部では大井川の下流域を南下する街道によって駿河湾沿いの地域（焼津市・吉田町・牧之原市）と結びつきました（歴史文化の特徴6）。また、茶の輸出では、海外との直接貿易という新進気鋭の取組もなされ（歴史文化の特徴7）、茶文化でつながる南北の交流、さらに世界を目指した活動が、本市の歴史文化を特徴づけています。

1 関連文化財群1 東海道がつなぐ交流

【ストーリー】

市域を東西に貫く東海道は、本市の歴史文化の形成において重要な役割を果たしてきました。西に大井川、東は高草山に挟まれた志太平野の中でも丘陵裾の安定した地理的条件が良い地に、奈良時代以降各時代の東海道が通っていました。

東海道のルーツは奈良時代までさかのぼり、奈良の平城京に通じる街道として整備されたのが始まりです。鎌倉時代には、幕府が置かれた鎌倉と京都を結ぶ街道として往来が盛んになり、戦乱の時代には今川氏・武田氏・徳川氏などの軍勢も通過し、その足跡が残されています。街道沿いには市が立ち町ができて賑わい、宿場町として発展しました。地域の住人と、様々な目的で東海道を往来した人々との文化的な交流によって、影響を受けたことで文芸の発展がみられました。日本遺産に認定された、『東海道中膝栗毛』の弥次喜多の滑稽な旅に代表される、江戸時代の東海道五十三次の街道と岡部宿・藤枝宿は、現代の町並にもその面影を残します。

このように、東海道を介した交流が各時代ごとに重なり合って、重層的な歴史文化をもたらしました。

表7-1 関連文化財群1 構成文化財一覧

※(国)国指定、(県)県指定、(市)市指定、(国登録)国登録、(未)未指定
 ※○印は日本遺産の構成文化財

種 別		宇津ノ谷地域	岡部地域	藤枝地域	
有形文化財	建造物	○明治宇津ノ谷隧道(国登録) 木和田川砂防堰堤(国登録) 木和田川流路工(国登録) ○坂下地藏堂(未)	○十石坂観音堂(市) ○大旅籠柏屋(国登録) 黒石家住宅(未)	○田中城本丸櫓(市)	
	美術 工芸品	絵画			
		彫刻	坂下地藏堂の地藏菩薩立像(未)	五智如来像(市) 専称寺の西行像(市)	
		工芸品			
		書跡・典籍			
		古文書	○羅徑記碑(市)	仁藤家文書(市)	東海道藤枝宿往還家並絵図(市) 藤枝宿朱印状(未)
		考古資料			
		歴史資料		関札(市)	
無形文化財					
民俗文化財	有形の民俗文化財	坂下地藏堂の奉納絵馬(未)		瀬戸の染飯版木(市)	
	無形の民俗文化財	○坂下地藏堂の十団子(未)		○飽波神社大祭の奉納踊り ○瀬戸の染飯(食文化)(未)	
記念物	遺跡(史跡)	○東海道宇津ノ谷峠越(国) ○鳶の細道(市)	○岡部宿本陣址(市) ○東海道松並木(市) 西住笠懸の松(未)	○田中城(市) 御成街道(未) 志太郡衙跡(国) ○東海道松並木(市) 千貫堤(市)	
	名勝地(名勝)				
	動物・植物・地質鉱物 (天然記念物)			須賀神社の楠(県) 大慶寺久遠の松(県) 正定寺本願の松(市)	

【課題】

令和2年度に日本遺産に認定された、江戸時代の東海道を舞台にした「弥次さん喜多さん、駿州の旅」発信事業を実施してきましたが、知名度をさらに上げ普及を図ることが必要です。日本遺産の構成文化財をはじめ、東海道沿いに点在する様々な歴史文化資産や、宇津ノ谷峠周辺や岡部宿にかけての東海道では、伊勢物語、西行物語など著名な古典文学とゆかり深い地であることが、まだ十分に知られていません。また、日本遺産のストーリーを活かし、観光での来訪者が東海道の歴史文化にふれ、楽しめる環境を整備する必要があります。

日本遺産の構成文化財である田中城跡とゆかりの歴史文化資産は東海道の歴史文化と連携した情報発信、奈良時代の郡役所跡である志太郡衙跡では、東海道は奈良時代の交通制度にルーツがあるという歴史について発信が不足しています。

東海道松並木の保存は、松が所在する旧東海道の沿線住民の生活と、歴史文化資産の保護との調整を図る必要があります。

【方針】

市内に点在する「東海道」に関わる歴史文化を、日本遺産事業（江戸の東海道「弥次さん、喜多さん、駿州の旅」）を中心に、地域の魅力として発信し、隣接する静岡市と連携しながら観光など交流人口拡大につなげます。

関連文化財群は、東海道全体としての措置のほか、歴史文化資産が集中する宇津ノ谷地域、岡部地域、藤枝地域の3つ（P 98 図7-1に地区を表示）に分けて捉え、発展の背景が異なる地域ごとに、一体的な保存と活用を図ります。

また、東海道の歴史については、地域の古代史と関連付けた発信のため、志太郡衙資料館の展示リニューアル等にむけて、保存活用計画の作成に取り組めます。

東海道松並木は、住民の意見を聞きながら、東海道の歴史文化を伝える歴史文化資産として保存に努めます。

【措置】

表7-2 関連文化財群1の措置

地域等	No.	措置（取組）	実施時期			取組主体				財源措置	
			前期	中期	後期	市 民	団 体	専 門 家	行政		
			R5 ～ 7	R8 ～ 9	R10 ～ 12				主管 (連携)		
【日本遺産】全域に係るもの	60	日本遺産事業の推進 日本遺産に認定された旧東海道の歴史や文化を活用した街道観光の確立や地域活性化を図るため、ガイド養成や商品開発などの各種事業を推進する。				○	○	△	◎	街道	市国

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

	61	東海道ブランド化の推進 日本遺産をはじめ、旧東海道やその周辺の地域資産を活用したイベントや魅力の発信により、認知度の向上やブランド化の促進を図る。				○	○	△	◎	街道	市
	62	宿場資源活用事業 東海道の宿場周辺を会場に、歴史のまち歩きや食文化、アートとの融合等による小規模体験交流プログラム「みちゆかし」を実施し、街道文化の発信と交流人口の拡大を図る。				○	○	△	◎	街道	市
	50再掲	地域活性化団体との連携による歴史文化資産の活用 着地型観光プログラム「藤枝おんぱく」「みちゆかし」において、歴史文化資産を活用したプログラムを開催する。				△	△	○	◎	街道 観光	市民
宇津ノ谷 峠周辺地 域	63	市民向けの宇津ノ谷エリアの歴史文化情報発信 講座の開催やパンフレットの作成により、古典文学の聖地で、古代から現代まで峠越えの道が重層的に残る、個性的な宇津ノ谷エリアの歴史文化について情報発信する。				△	△	○	◎	街道	市
	64	宇津ノ谷地域の民俗文化財調査 坂下地藏堂をはじめ、宇津ノ谷峠にかかわりが深い民俗文化財について詳細調査を実施する。				△	△	○	◎		市
	21再掲	国史跡旧東海道宇津ノ谷峠の保存活用計画の作成 整備後年数が経過した道路遺構の保全と美観維持のため、再整備を視野に入れた保存活用計画を作成する。				△	△	○	◎	(街道)	市 県 国
	46再掲	歴史文化資産見学イベントの開催 文化財を来訪するきっかけをつくり、市民の関心を高めるため、史跡めぐりツアーや特別見学会などを開催する。				△	△	○	◎	(街道) (観光)	市
岡部地域	65	市民向けの岡部宿エリアの歴史文化情報発信 西行物語など古典文学ゆかりの地や岡部宿の歴史文化について、講座の開催や、パンフレットを作成し、情報発信する。				△	△	○	◎	街道	市
	59再掲	岡部宿大旅籠柏屋の活用促進 歴史資料館として運営するとともに、内野本陣史跡との一体的活用による各種イベントの実施により岡部宿の情報発信と来訪者の増加を図る。				△	○	○	◎	街道	市 国
	66	東海道松並木維持管理事業 松くい虫防除と剪定を実施して並木景観を維持し、近隣住民の理解を得ながら保存する。				△	△	○	◎		市 県
藤枝地域	51再掲	伝統行事と観光の連携 朝比奈大龍勢、鮑波神社大祭の奉納踊りを含む「藤枝大祭り」を、本市を代表する観光イベントとして来訪者拡大を図る。				○	○	△	◎	観光	市 国 民
	23再掲	市史跡田中城跡の維持管理及び再整備 公有地化済の史跡用地の保全と、整備後年数が経過している堀跡の美観維持のための管理及び再整備に向け田中城保存整備基本構想(昭和61・1986)を検証し、新たな整備計画の策定を検討する。				△	△	○	◎	(街道) (観光)	市

20 再掲	国史跡志太郡衙跡の保存活用計画の作成 老朽化した復原施設や資料館展示のリニューアルのため、再整備を視野に入れた保存活用計画を作成する。				△	△	○	◎		市 県 国
67	千貫堤・染飯伝承館運営事業 身近な地域の歴史文化資源を活かし、地域住民の活動の場として、情報発信する。				△	◎	△	◎	街道	市
66 再掲	東海道松並木維持管理事業 松くい虫防除と剪定を実施して並木景観を維持し、近隣住民の理解を得ながら保存する。				△	△	○	◎		市 県
18 再掲	天然記念物の樹勢維持や再生に向けた事業 天然記念物の確実な保存を図るため、樹勢や生育状況に応じ、樹勢維持や再生等の事業を実施する。				◎	◎	○	◎		市

<p>【取組主体】 市民…歴史文化資産の所有者、歴史文化資産の保存活用に関心のある市民等 団体…保存・活用団体、研究団体、観光・商工関係団体等 専門家…文化財保護審議会、学識経験者</p>	<p>行政…主管（連携） 主管…記載がないものは文化財課（連携）…（）内は庁内連携課 ※庁内連携課 街道…街道・文化課 観光…観光交流政策課</p>	<p>◎中心的役割 ○必要に応じて支援 △連携・協力</p>	<p>【財源措置】 市…市費 県…県費 国…国費 民…民間</p>
--	--	--	--

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

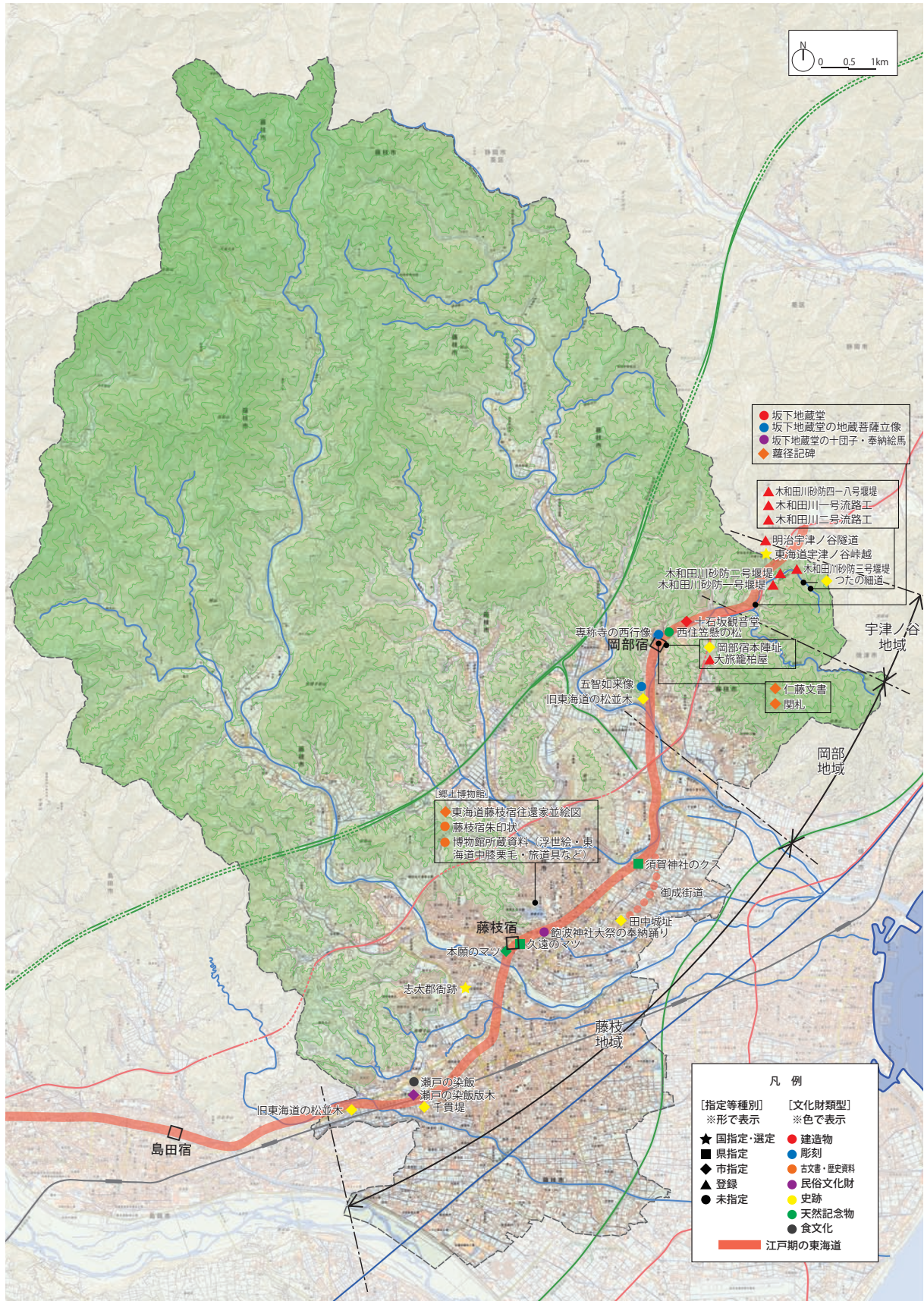


図7-1 東海道関連文化財群分布図

2 関連文化財群2 茶文化がつなぐ交流

【ストーリー】

本市では茶の生産は江戸時代後期には始まっており、栽培から製茶までを手がける茶産地では、先進地である宇治（京都府）まで行って技術を学び、地元に戻るとその技術を伝え、品質の良い製品を仕上げるために研鑽を重ねました。鎖国していた日本が開港して外国との貿易が始まると、山間地を中心に茶の生産はますます盛んになりました。

生産された茶は、おもに市街地にあった茶問屋に集積され、さらに味よくブレンドする再製の過程を経て出荷されます。茶の品質評価で色調をよく見るために、外光を取り入れる採光窓は、茶町などに現存する茶商建物にみられる独特の構造です。

明治時代になり茶は日本を代表する輸出品目となりましたが、取引は横浜で行われ外国商社に独占されていました。明治29年（1896）清水港からの輸出が可能となったことをきっかけに、貿易の取引を自らの手で直接行う機運が高まり、世界に向けて活躍の場を求めた人々により本市には藤枝製茶貿易会社が設立されました。

物資や産物の輸送のために敷設された川根電力索道により、藤枝町・青島町の市街地（まち）と、市域の山間部からさらに大井川の上・中流域（島田市北部、川根本町）とも結びつきました。茶摘みの最盛期には働きに訪れる人々が往来し、市域の平野部だけでなく、峠を越えて隣接する地域（島田市北部、川根本町、静岡市）とも、交流がみられました。

茶の生産地である山間部（山・里）と流通の中心となったまちが結びついたネットワークと、茶産業に関わる人々の交流から生まれた歴史文化です。



写真7-1 玉露生産の茶畑（岡部町宮島）



写真7-2 シカゴ万博の賞状
手揉製茶部門特別賞

表7-3 関連文化財群2 構成文化財一覧

※(県)県指定、(市)市指定、(未)未指定

種 別		生産地	集積地	その他	
有形文化財	建造物		旧藤枝製茶貿易会社(一部保存)(未) 伊豆石の倉庫建物(未)		
	美 術 工 芸 品	絵画			
		彫刻			
		工芸品			
		書跡・典籍			
		古文書	石井家文書(未)		
	考古資料				
歴史資料		藤枝製茶貿易会社関連資料(未) 輸出用ラベル「蘭字」(未)	川根電力索道関連資料(未) 軽便鉄道岡部線関連資料(未) シカゴ万博受賞関連資料(未)		
無形文化財		手揉製茶技術(市)			
民俗文化財	有形の民俗文化財	茶部屋(未) 朝比奈和紙生産用具(未) 伝習旗(未) 手揉製茶用具(未)	輸出用茶箱(未)		
	無形の民俗文化財	手揉製茶技術(県) 朝比奈和紙(未)	茶箱製造技術(未)		
記念物	遺跡(史跡)				
	名勝地(名勝)				
	動物・植物・地質鉱物 (天然記念物)	大久保の大茶樹(未)			
文化的景観		朝比奈地区の玉露生産景観(未)			
伝統的建造物群			旧藤枝宿木町の茶商建物の町並み(未)		

【課題】

江戸時代後期から明治時代にかけての茶園開拓の歴史、製茶仕上げ技術の伝習の歴史、玉露生産の発展の歴史、生産地から集積地、集積地から横浜港・清水港への流通に関わる歴史などについて、これまでに調査されてきましたが年代が古いものや、把握が一部にとどまっているため、再調査が必要なものがあります。茶箱や和紙、炭など茶生産と関連した生業や産業についても同様です。

また、本市を代表する産業である茶産業を継承するため、茶生産や茶商など茶業関係者の後継者の育成と、茶に関する食文化などを若い世代に伝承することが課題であり、情報発信の拠点となる施設が必要となっています。

【方針】

本市における茶産業について、あらためて建造物や古文書、民俗文化財などの関連する歴史文化資産の総合的な整理や把握をすることで、全国的に知名度のある茶産地である静岡県において、特徴的な玉露生産などを藤枝らしさとして魅力を引き出します。生産地での茶摘み体験や手揉み茶の実演などで生産者とふれあうことや、旧藤枝製茶貿易商館を茶文化発信の拠点施設として活用することで、本市を代表する産業である茶産業について市民の関心を高める機会を創出し、関係団体と連携を図りながら若い世代への継承につなげます。

【措置】

表7-4 関連文化財群2の措置

No.	措置（取組）	実施時期			取組主体				財源措置
		前期	中期	後期	市民	団体	専門家	行政	
		R5 ～ 7	R8 ～ 9	R10 ～ 12				主管 (連携)	
2 再掲	民俗文化財の詳細調査 岡部町殿の虫おくり、朝比奈和紙、宇津ノ谷地域の民俗行事など市史編さん事業で概要把握した民俗行事の詳細調査を実施する。				△	△	○	◎	市
3 再掲	朝比奈玉露の生産に関わる総合調査 まちづくりや茶業振興に活かすため、玉露茶生産の歴史、茶畑景観の形成など地域の生業の特性について把握調査を実施する。				△	△	○	◎ (お茶)	市
68	茶どころ推進事業 市内小学生（4～5年生）を対象にお茶の歴史や効能、美味しい淹れ方を学ぶ「藤枝ジュニアお茶博士」認定講座を実施する。				○			◎ お茶	市
69	朝比奈玉露承継事業 伝統的な手摘み玉露生産者の摘み子不足の解消と、後継者の育成へ繋げるため、藤枝摘み子バンク制度による摘み子の派遣を実施しブランド力の強化を図る。				△	○	○	◎ お茶	市
56 再掲	旧藤枝製茶貿易商館活用事業 旧藤枝製茶貿易商館を一部移築した茶文化発信・観光交流拠点施設「とんがりぼう」を有効活用し、手揉茶の実演や藤枝茶の魅力・文化、観光情報等を市内外に発信する。				△	○	○	◎ お茶	市
70	藤枝茶次世代交流促進事業 藤枝茶の次世代を担う人材を育成するため、「藤枝茶楽研究部」を発足し、スキルアップや知識向上のための講座を開催し、友好都市との交流で藤枝茶のPRを行う。					○	○	◎ お茶	市
71	茶手揉等体験学習事業 市内の小学生を対象に、美味しいお茶の淹れ方教室や、手揉茶の体験、玉露の里「茶室」での玉露体験を支援し、茶の歴史、文化を伝える。				○			◎ お茶	市
72	市指定文化財「茶室」の活用 田中城下屋敷の茶室を、茶文化の発信のための観光イベント等の素材として活用する。				△	○	○	◎ (街道) (観光)	市

<p>【取組主体】</p> <p>市民…歴史文化資産の所有者、歴史文化資産の保存活用に関心のある市民等</p> <p>団体…保存・活用団体、研究団体、観光・商工関係団体等</p> <p>専門家…文化財保護審議会、学識経験者</p>	<p>行政…主管（連携） 主管…記載がないものは文化財課（連携）…（）内は庁内連携課</p> <p>※庁内連携課 お茶…お茶のまち推進室 街道…街道・文化課 観光…観光交流政策課</p>	<p>◎中心的役割 ○必要に応じて支援 △連携・協力</p>	<p>【財源措置】</p> <p>市…市費 県…県費 国…国費 民…民間</p>
---	---	--	--

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

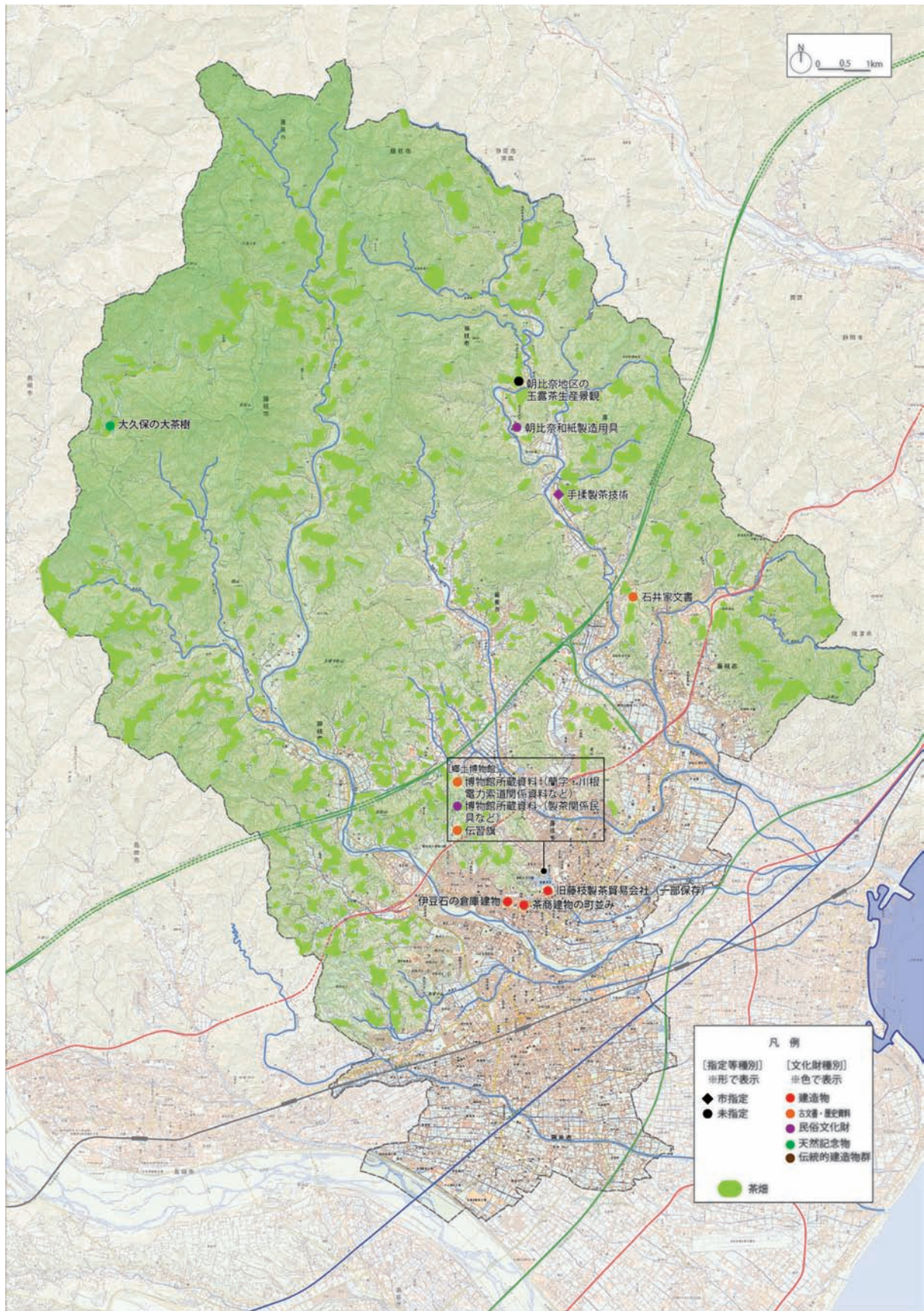


図7-2 茶文化関連文化財群分布図

第8章 歴史文化資産の防災・防犯

1 歴史文化資産の防災・防犯に関する課題と方針

(1) 想定されるリスク

本市に所在する歴史文化資産の保存・継承において想定されるリスクとしては、地震のほか、台風・大雨による風水害・土砂災害などの自然災害に加え、火災や原子力災害、盗難、虫害、獣害、腐食・カビ等による劣化などがあげられます。

地震については、南海トラフを震源域とするM8クラスの巨大地震と予想されている南海トラフ地震は、とりわけ静岡県に著しい被害を発生させると危惧されています。この震源域では、100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生していますが、嘉永7年（1854）の安政東海地震発生後150年以上もの間大地震が発生しておらず、地震活動の空白域となっていることから、その発生の切迫性が指摘されています。「藤枝市地域防災計画」は、さらに東南海地震・南海地震が連動する場合も視野に入れて作成されています。歴史文化資産についても、そのものの破損だけでなく保存施設の倒壊や火災などの被害が予想されます。

風水害では、近年の温暖化に伴い大型台風の発生も多くみられ、強風による天然記念物の樹木の倒木や、建造物の破損等が発生しています。集中豪雨による浸水の被害は、近年市域では歴史文化資産に影響が及んだ事例はありませんが、今後被災の可能性も想定されます。

土砂災害は、特に北部の山地や丘陵地において、指定等文化財や未指定の歴史文化資産の所在地が土砂災害警戒区域に該当している場所があります。

落雷など自然災害や、人為的な原因による発生が想定される火災では、木造の場合が多い社寺等の建造物、焼失しやすい紙などを素材とする美術工芸品、天然記念物のうち樹木など、焼失の恐れがあります。

原子力災害については、静岡県内には、浜岡原子力発電所があり、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う災害対策が必要です。本市も、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域に市域南部（市域面積の約3分の1）が該当しています。立ち入りできない状況が発生した場合は長期にわたり接触できなくなり、歴史文化資産自体が汚染されることが予想されます。

また、社寺など人が常駐しない場所に所在する歴史文化資産もあり、仏像などが盗難に遭う事例も発生しています。保存管理環境が適正でないことにより、虫害や獣害、腐食やカビ等による劣化が生じ、保存上の悪影響を及ぼす恐れもあります。

(2) 課題と方針

歴史文化資産はそれぞれ、日頃の管理状況が異なり、適切な災害対策も多様です。所有者・管理者についても、行政が管理しているもののほか、保存会や、町内会や神社総代会など地縁団体によるもの、個人が所有しているもの等、多様な形態があります。その歴史文化資産の特性に合った防災・防犯対策とその体制について検討し、情報共有を図る必要があります。

自然災害や原子力災害については、歴史文化資産の所在場所が、ハザードマップ等によると浸水被害や土砂災害などが想定されている場所に該当しているものがあります。

火災・盗難や保存環境による被害については、防火・防犯のための設備の整備が一部にとどまっており、不十分なものがあります。消防訓練の実施が一部の歴史文化資産に偏っており、所有者への啓発が不足しています。歴史文化資産の保存状態について、定期的な点検の実施が充分に行われていないことなどが課題です。

また、発災時の歴史文化資産の保全や応急措置、復旧・修復などについては、体制の確保ができておらず、その手法についての知識や情報が不足していることも課題です。

防災・防犯の方針のうち、地震に対して「藤枝市地域防災計画」（令和2年2月策定）における記載は、次のとおりです。

○文化財等の耐震対策

文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物及び彫像、石碑その他これらに類する文化的な物件（以下「文化財等」という。）の地震対策について、所有者及び管理者は、静岡県文化財等救済ネットワークと協働して、文化財等の管理の実態を把握し、その耐震性の向上並びに地震による人的被害防止のための安全性の確保を図るために必要な措置を講ずるとともに、文化財等の所有者、管理者等に対し、自ら実施すべき防災対策について必要な指導を行い、諸文化財等の保全に努める。

地震のほか風水害・土砂災害・火災等に対して、想定される課題に対する方針は次のとおりです。

- ・ハザードマップ等により、歴史文化資産へのリスクを把握する。
- ・文化財防火デーの消防訓練などにより、防災・防犯の意識向上を図る。
- ・歴史文化資産の所有者との連絡体制を強化する。
- ・志太消防本部等関係機関との連携体制を強化する。
- ・火災報知設備など消防設備の整備等、対策の充実を図る。
- ・発災時に歴史文化資産を保全するため、体制構築に向けた連携を進める。



写真8-1 文化財防火デーの消防訓練

2 歴史文化資産の防災・防犯に関する措置と体制

防災・防犯の措置については『世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画』、『国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン』、『国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』(以上、文化庁)、県が作成している『静岡県文化財防災マニュアル』をふまえ、「藤枝市地域防災計画」に沿って、①平常時(発災前)、②災害発生時の対策について、それぞれに対する措置は次のとおりです。

表8-1 防災・防犯に関する措置

課題	No.	措置(取組)	実施時期			取組主体				財源措置	
			前期	中期	後期	市民	団体	専門家	行政		
			R5 ~ 7	R8 ~ 9	R10 ~ 12				主管 (連携)		
①平常時 (発災前)	73	文化財防災・防犯マニュアルの作成 文化財類型や自然災害・人災等による被害の種類を勘案した対応マニュアルを作成する。				△	△	○	◎	(災対) (消防) (警察)	市 県 国
	74	文化財防火デーにおける訓練の実施 志太消防本部と協働で、火災を想定した訓練を実施する。				○	○	△	◎	(消防)	市
	75	歴史文化資産に対する防災意識の啓発 所有者や保存活用に関わる団体に対してパンフレットや通知等により啓発を行う。				○	○	△	◎		市
	76	連絡体制の確立 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時における連絡体制を事前に整備する。				○	○	△	◎		市
	77	個々の文化財に応じた災害対応の情報共有 志太消防本部との歴史文化資産の所在地等について情報共有を行う。				△	△	△	◎	(消防)	市
	78	防災・防犯のための設備等の整備 文化財所有者を支援して耐震や消防設備等を整備する。				○	△	△	◎		市 県 国
②災害発生時	79	県文化財レスキュー・防災関係団体との連携構築 発災時の文化財被害への対応にあたって、協力を得ることができる体制を構築する。				△	○	○	◎	(県ネット)	市
	76再掲	連絡体制の確立 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時における連絡体制を事前に整備する。				○	○	△	◎		市
	80	被災した歴史文化資産の一次避難場所の確保 応急的な保存措置の実施や、保存処理実施まで保管する場所を確保する。				○	○	△	◎	(県ネット)	市

<p>【取組主体】 市民…歴史文化資産の所有者、歴史文化資産の保存活用に関心のある市民等 団体…保存・活用団体、研究団体、観光・商工関係団体等 専門家…文化財保護審議会、学識経験者</p>	<p>行政…主管（連携） 主管…記載がないものは文化財課（連携）…()内は庁内連携課ほか連携機関 ※庁内連携課ほか連携機関 災対…大規模災害対策課 消防…志太消防本部 警察…藤枝警察署 県ネット…静岡県文化財等救済ネットワーク</p>	<p>◎中心的役割 ○必要に応じて支援 △連携・協力</p>	<p>【財源措置】 市…市費 県…県費 国…国費</p>
--	---	--	--

上記の措置の実施にあたり、平常時より志太広域事務組合志太消防本部及び藤枝警察署と連携し、所有者・管理者との連絡体制を構築して、歴史文化資産の防災に対する啓発や訓練を実施します。発災時は藤枝市災害対策本部のもとで人命やインフラの復旧を優先した対応がなされ、行政職員はこれらの配備につくことになるため、歴史文化資産の被災状況の把握や文化財レスキューにおいては、『静岡県文化財保存活用大綱』に基づいて、近隣市町と協議を行うとともに、静岡県文化財等救済ネットワーク会議、日本博物館協会、静岡県博物館協会等の団体に支援を求めることができるよう連携できる体制を構築します。

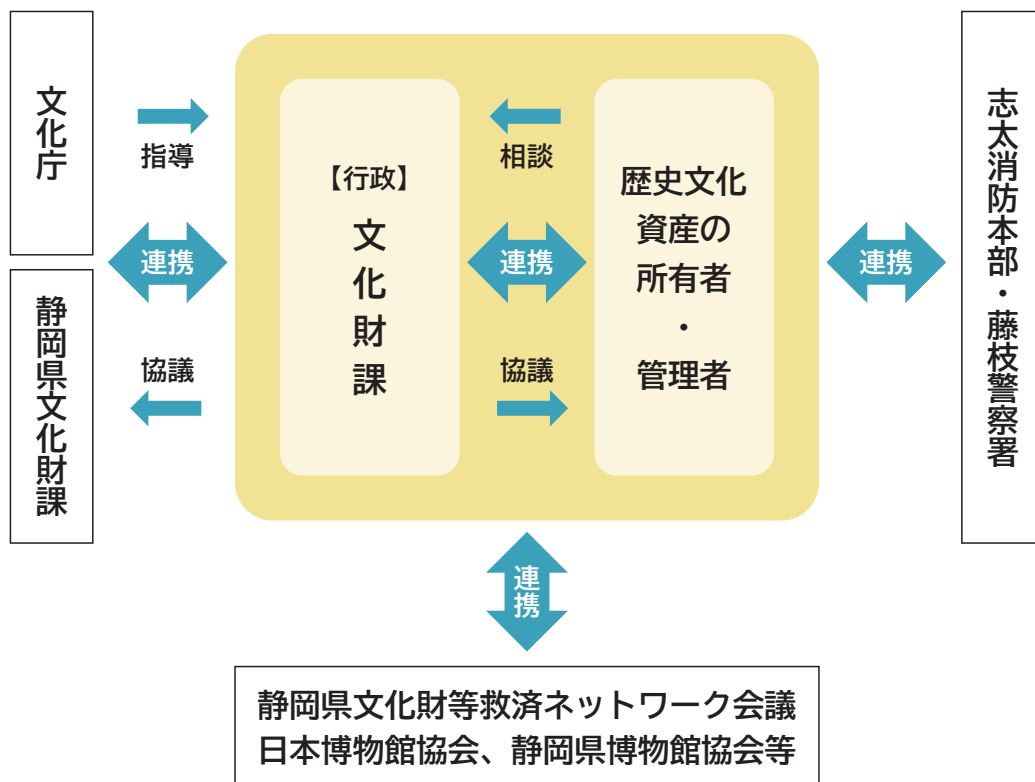


図8-1 連携した防災・防犯体制

第9章 文化財の保存・活用の推進体制

1 本計画の推進の体制

本計画を推進するにあたり中核を担う「スポーツ文化観光部 文化財課」は、藤枝市郷土博物館・文学館に置かれています。取組について連携を図る行政、関係団体や地域団体、専門家等は下記のとおりです。

行政（市）		
関係各課の所管事務については、歴史文化資産とかかわりが深いものを中心に掲載します。		
スポーツ文化観光部	文化財課 (課長兼郷土博物館館長1人)	文化財係（2人、うち専門職員採用1人） 指定文化財の保護顕彰、歴史情報の収集・発信及び教育、埋蔵文化財の保護及び発掘調査。 郷土博物館係（3人、うち専門職員採用2人） 郷土博物館及び文学館資料の収集・保管、調査・研究、歴史・文学に関する展示会、講座・体験学習等の教育普及活動。
	街道・文化課	文化・芸術の振興、街道文化の活用と情報発信、日本遺産を活用した事業の推進。
	観光交流政策課	観光交流振興施策、観光資源の開発及び保護。
	サッカーのまち推進課	サッカーの普及、サッカーのまち藤枝の魅力発信。
	中山間地域活性化推進課	中山間地域の地域力強化、都市と山村の交流事業、陶芸を核とした文化・観光振興。
総務部	大規模災害対策課	防災計画及び防災会議に関すること。
企画創生部	企画政策課	総合計画及び総合計画審議会、まち・ひと・しごと創生総合戦略。 市行政の基本的施策の企画及びこれに伴う重要事項の進行管理。
	広報課	広報ふじえだ・市勢要覧の編集・発行、報道機関等との連絡調整、ホームページの運営管理。
市民協働部	協働政策課	自治会連合会に関すること。
	市民活動団体支援室	市民活動の支援、市民協働の担い手づくり。
産業振興部	岡部支所	岡部地区の自治会活動の支援、岡部地区の地域団体の育成。 岡部地区の特色に応じた生涯学習事業による、豊かな市民生活の支援、交流の場づくり。
	お茶のまち推進室	茶業振興施策の計画及び実施、茶の生産・加工・流通対策、茶文化推進。
	商業振興課	商業振興施策の計画及び実施、商業者等の相談及び指導、連絡調整。

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

都市建設部	都市政策課	都市計画法に基づく都市計画の決定（変更）、開発許可、広域都市計画。都市景観形成、土地利用の総合調整。
	建築住宅課	建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認等、建築相談及び指導、地区計画及び建築協定に係る建築規制。
	花と緑の課	緑化の推進と啓発普及、公園・緑地の調査・計画、設計・施工及び維持管理。
教育部	教育政策課	教育施策の立案と遂行。
	生涯学習課	生涯学習の総合的な推進。
	図書課	図書館業務全般の企画及び調整。
※その他関係課 必要に応じて連携。		
行政（国・県）		
【国】文化庁 【県】静岡県文化財課 静岡県埋蔵文化財センター 静岡県立美術館 静岡県立図書館 静岡県歴史文化情報センター		
専門家（専門機関）		
藤枝市文化財保護審議会 大学・研究機関等（静岡大学人文社会学部、静岡産業大学情報学部等） 静岡県博物館協会 藤枝市博物館協議会 静岡県樹木医会 一般社団法人志太建築士会		
市民・団体		
滝沢八坂神社田遊保存会 高根白山神社古代神楽保存会 藤枝市朝比奈龍勢保存会 滝沢八坂神社の神楽保存会 田中城保勝会 染飯千貫保存会 博物館ボランティア 柏屋案内ボランティア 藤枝古文書会 駿州の旅日本遺産推進協議会		

連携する近隣自治体

静岡市	静岡県中部地区の中核となる地域であることから歴史文化におけるかかわりが深い。東海道、茶産業における交流など歴史文化における共通点がある。日本遺産は本市とシリアル型で認定されている。
焼津市	志太平野に位置し、歴史的・地理的な一体感がある。古代の益頭郡、江戸時代の田中藩、軽便鉄道など歴史文化における共通点が多い。
島田市	志太平野に位置し、歴史的・地理的な一体感がある。東海道、古代の志太郡、江戸時代の田中藩、茶産業における交流など歴史文化における共通点が多い。
川根本町	市域山間部を通じて交流があり、茶産業における交流など歴史文化における共通点がある。
吉田町	東海道から分岐する江戸時代の小山街道（田沼街道）、軽便鉄道など歴史文化における共通点がある。
牧之原市	東海道から分岐する江戸時代の小山街道（田沼街道）、軽便鉄道など歴史文化における共通点がある。
※ほかテーマに応じて随時連携を図る。	

2 本計画の作成の体制と経過

本計画の作成にあたっては、藤枝市文化財保護審議会条例に基づいて設置された「文化財保護審議会」、文化財専門家・観光関係者・商工関係者・文化財保存団体・歴史文化資産の活用に関わる市民団体・静岡県文化財課の代表で構成する「文化財保存活用地域計画策定懇話会」、本市の歴史文化資産の保存活用にかかわる関係課で構成する「文化財保存活用地域計画策定委員会」において、計画案の検討や意見聴取を行いました。

文化財保護審議会

氏名	専門分野	所属等	備考
関口 宏行	歴史資料（中世史・近世史）	元小学校教頭	会長
篠原 和大	史跡・考古資料（考古学）	静岡大学教授、元市史編さん専門委員	副会長
磯部 武男	埋蔵文化財・美術（考古学）	元藤枝市文化財課長、元藤枝市郷土博物館学芸員	
川口 円子	民俗文化財（民俗学）	静岡産業大学総合研究所客員研究員・元焼津市史編さん執筆委員	
本多 正行	建造物（建築学）	一級建築士、静岡県文化財建造物監理士	
村瀬 隆彦	歴史資料（近現代史）	県立島田高校教諭、元市史編さん調査委員	

文化財保存活用地域計画策定懇話会

氏名	区分	所属等	備考
関口 宏行	専門家	藤枝市文化財保護審議会 会長・元小学校教頭)	
篠原 和大	専門家	藤枝市文化財保護審議会 副会長・静岡大学人文社会学部教授 (考古学)・元市史編さん調査委員	
磯部 武男	専門家・学芸員	元藤枝市郷土博物館長・元市史編さん調査委員	
石井 慶久	保存会	藤枝市朝比奈龍勢保存会 会長	
秋田 弘武	商工関係・保存会	藤枝商工会議所 常務理事・鮑波神社大祭の奉納踊り保存会 会長	
増井 貢	観光関係	藤枝市観光協会 事務局長	令和3年度
大畑 範芳	観光関係	藤枝市観光協会 事務局長	令和4年度
中村 真也	関係団体	志太建築士会 まちづくり委員会	
大須賀 直子	関係団体	柏屋案内ボランティア	
新堀 恒夫	関係団体	博物館ボランティア	
菊池 吉修	行政・静岡県	静岡県文化財課 文化財地域支援班長・元市史編さん調査委員	

文化財保存活用地域計画策定委員会

所属	職名	備考
スポーツ文化観光部	部長	委員長
文化財課	課長	副委員長
街道・文化課	課長	
観光交流政策課	課長	
中山間地域活性化推進課	課長	
お茶のまち推進室	室長	
企画政策課	課長	
都市政策課	課長	
教育政策課	課長	

事務局 スポーツ文化観光部 文化財課

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
文化財課 文化財係	課長 藁科光彦 主幹兼係長 岩木智絵 主事 竹元 圭介 主事 村松 直樹	課長 藁科光彦 主幹兼係長 岩木智絵 主任主事 竹元 圭介 主事 村松 直樹	課長 藁科光彦 主幹兼係長 岩木智絵 主任主事 村松 直樹

作成の経過

年度	日程	会議名	内容
令和3 (2021)	8/17	文化庁協議（オンライン）	計画作成の事業概要説明
	11/2	藤枝市文化財保護審議会	計画作成の事業概要説明
	11/9	藤枝市文化財保存活用地域計画策定懇話会	計画作成の事業概要説明
	11/18～ 12/21	藤枝市の歴史文化（文化財）についてのアンケート調査実施	
	12/21	藤枝市文化財保存活用地域計画策定委員会	計画作成の事業概要説明
	1/14	文化庁協議	作成作業の進捗状況報告
	3/9	藤枝市文化財保存活用地域計画策定懇話会	素案への意見聴取
	3/16	藤枝市文化財保護審議会	素案への意見聴取
令和4 (2022)	5/16	藤枝市行政経営会議	計画の方針決定
	8/8	文化庁現地指導	市域の歴史文化資産の視察、素案内容の指導
	9/16	文化庁協議（オンライン）	素案内容の指導
	9/29	藤枝市文化財保存活用地域計画策定懇話会	素案への意見聴取
	10/5	藤枝市文化財保護審議会	素案への意見聴取
	10/19	藤枝市議会総務委員会	素案への意見聴取
	10/27	藤枝市文化財保存活用地域計画策定委員会	素案への意見聴取
	11/11	文化庁協議	素案への意見聴取
	11/15	藤枝市行政経営会議	案の承認、パブコメ実施予告
	12/15	藤枝市議会全員協議会	案の説明、パブコメ実施予告
	12/23～ 1/24	パブリックコメント実施	
	2/1	藤枝市文化財保存活用地域計画策定懇話会	パブコメ結果報告、反映案の説明
	2/2	藤枝市文化財保護審議会	パブコメ結果報告、反映案の説明
	2/9	藤枝市行政経営会議	パブコメ結果報告、反映案の説明

※パブコメ…パブリックコメント

序
章第
1
章第
2
章第
3
章第
4
章第
5
章第
6
章第
7
章第
8
章第
9
章

資料編

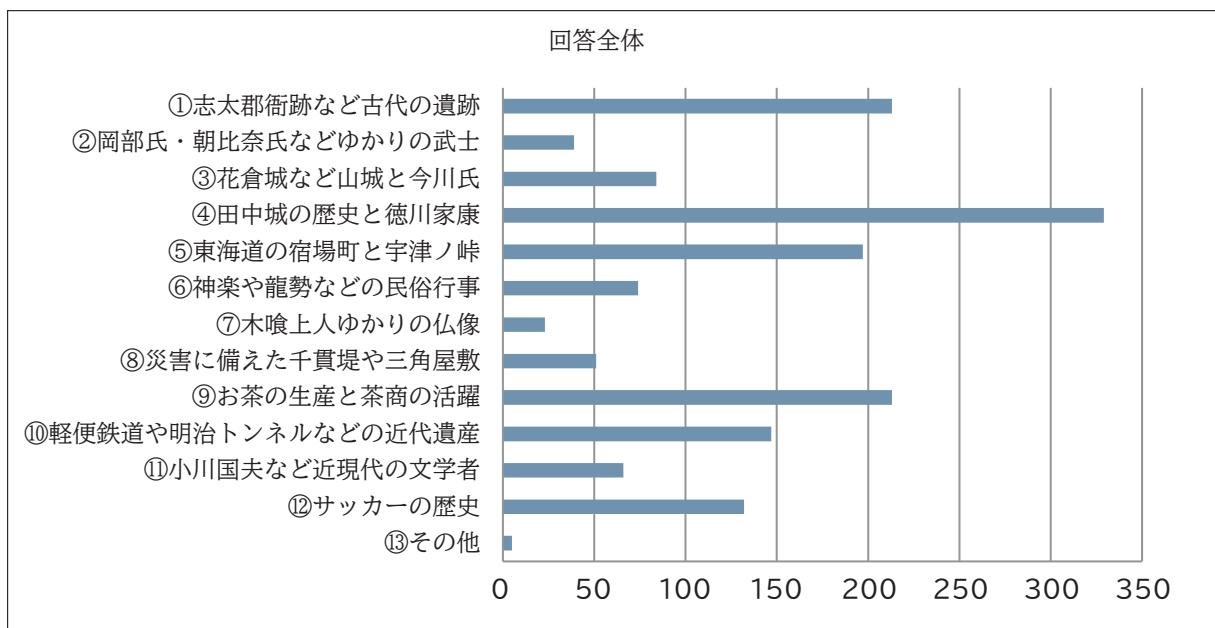
「藤枝市の歴史文化（文化財）についてのアンケート調査」の集計結果

実施期間：令和3年11月18日～令和3年12月21日

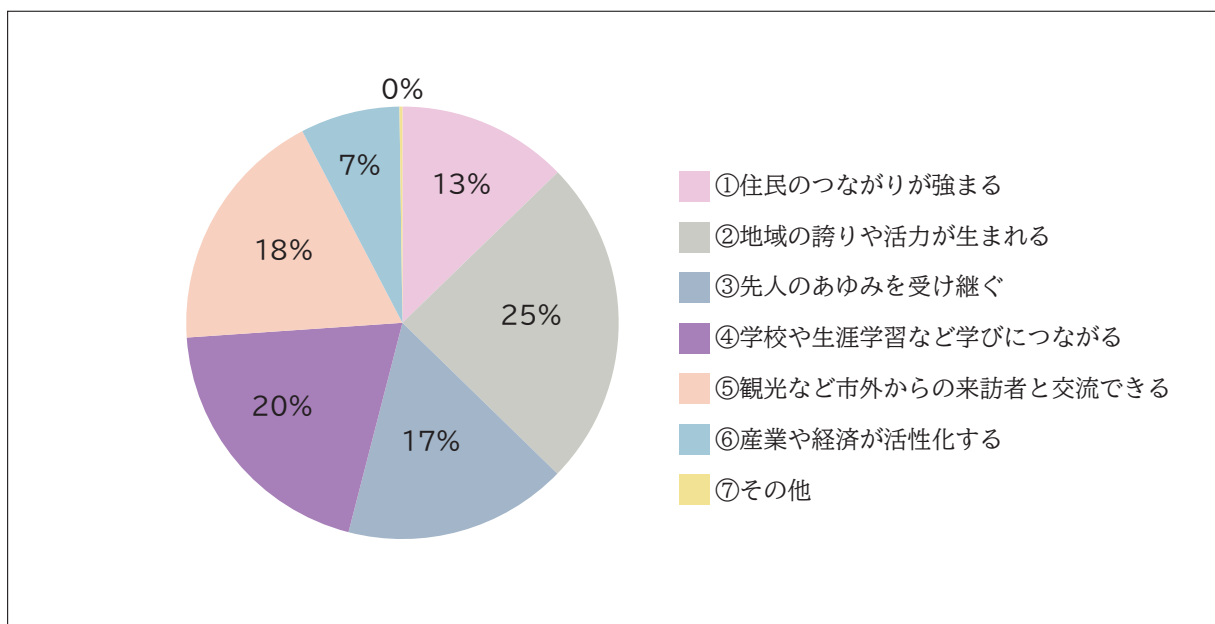
配布先：地区交流センター、博物館・文学館、志太郡衙・柏屋等文化財公開施設

配布数：2,000 有効回答数：661 回収率：33%

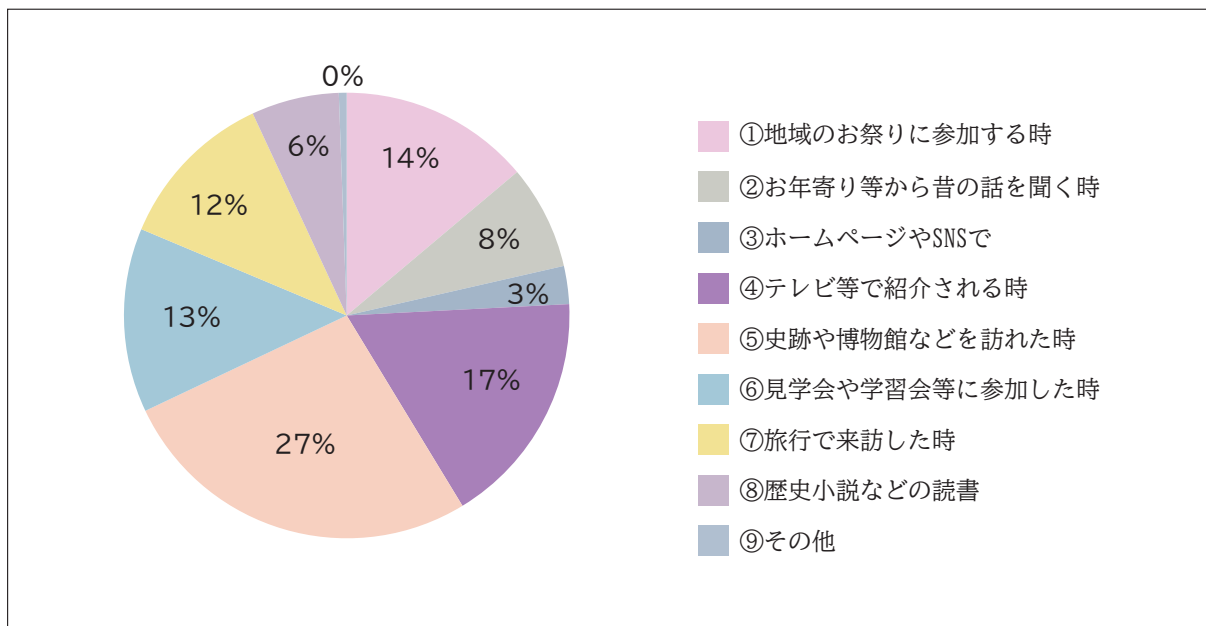
1-1 藤枝市が誇れる歴史・文化（文化財）はどんなものだと思いますか？



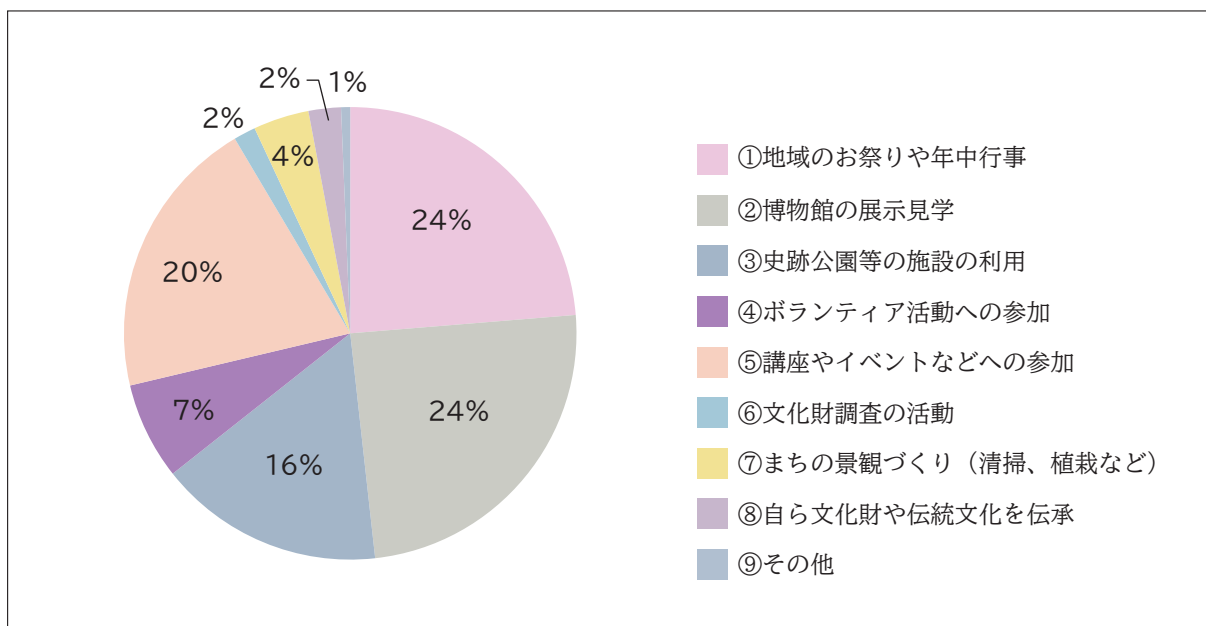
1-2 歴史文化（文化財）の継承は、地域にとってどのような効果があると思いますか？



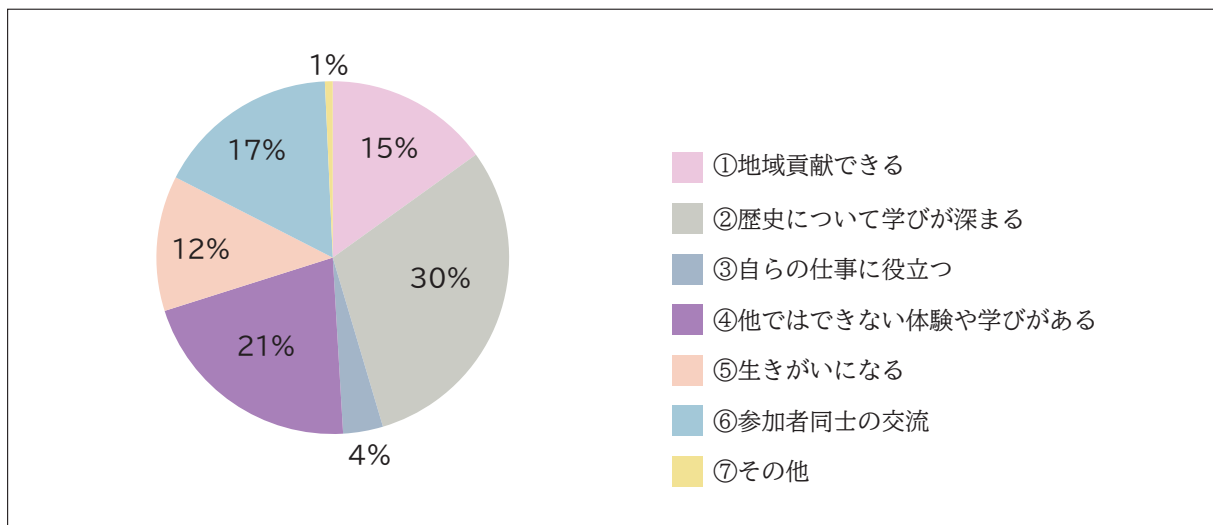
2-1 普段の生活の中で、歴史文化（文化財）をどのようなときに意識しますか？



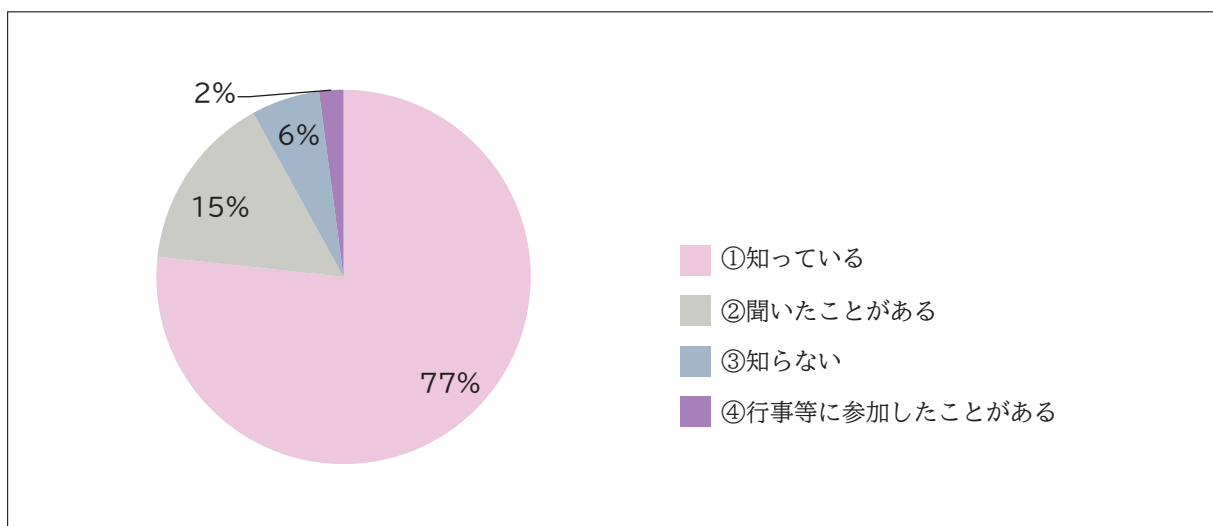
2-2 現在、市内で歴史文化（文化財）に関連する活動に参加していますか？



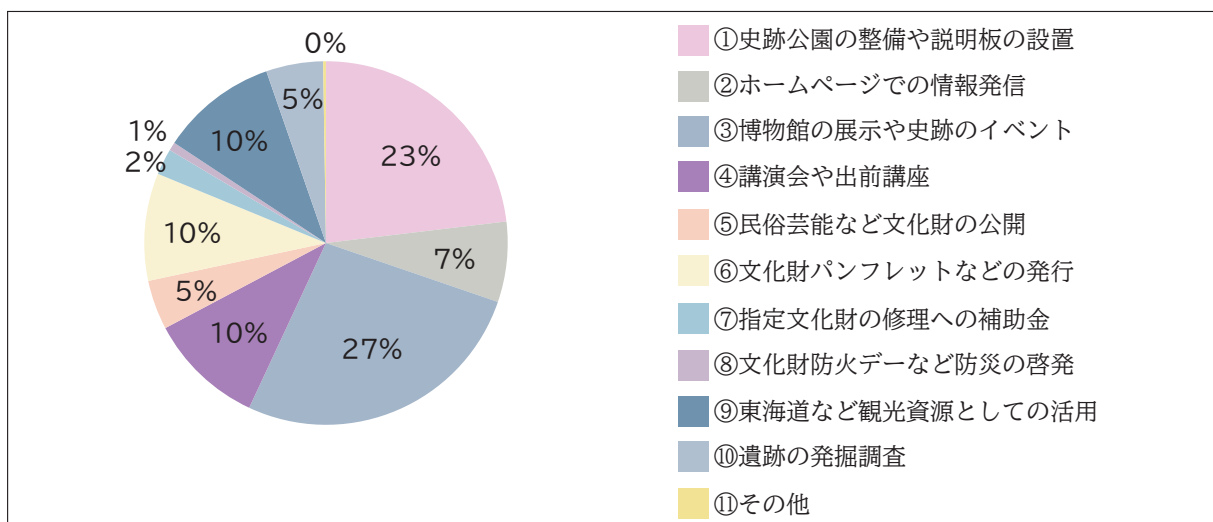
2-3 文化財に関連する活動・イベントなどに、どのような目的で参加しますか？



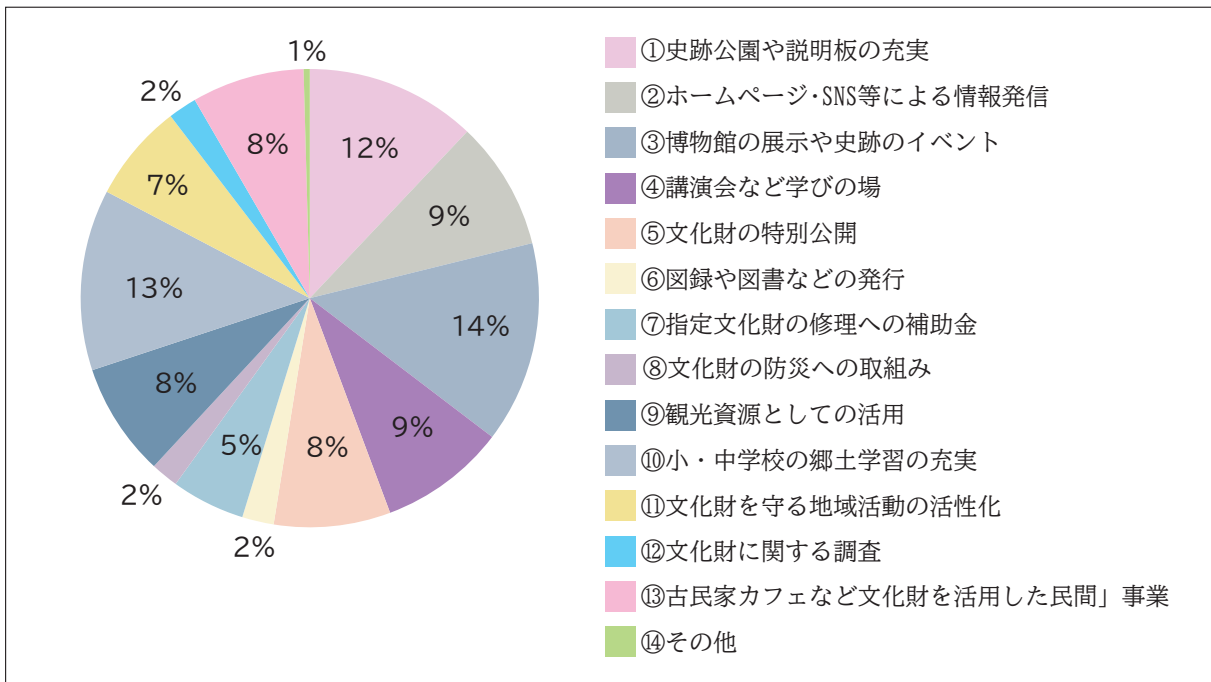
3-1 江戸時代の東海道がテーマの、日本遺産『日本初「旅ブーム」を起こした弥次さん喜多さん』を知っていますか。



3-2 市で行っている文化財の保存・活用の取組で知っているものを教えてください。



3-3 文化財の保存・活用について、どのようなことに力をいれるべきだと考えますか？



3-4 その他、文化財の保存・活用について自由にお書きください。

【啓発】

- ・ 幼少時から地域の文化にふれる事は大切だと思います。
- ・ 子どもたちに伝承する機会を。
- ・ 地域をもっと巻き込むべき。
- ・ 指定以外のものにも補助金を。
- ・ 全体として周知不足。どこにどんな文化財があるのか知らない人が多い。地域の宝としての認識を持たせることが必要。活用はそれから。
- ・ 郷土博物館のわかりやすく興味のもてる展示で紹介する。
- ・ 市の広報で発信する。
- ・ 身近に感じることでできるPR、教育現場での学習や活用が必要。
- ・ 歴史ある物は知ってもらい、みてもらう機会を作ることが大切では。知っていても実際の所はわかってない人も多い。どう身近に感じてもらえるかが大切にしてもらうことにつながるのでは。
- ・ まずはどこにどんな文化財があるかを知るために市が内外の市民を対象に多くのツアーを計画し、専門家の話を聞ける機会を作ってほしい。現地へ行く、現物を見る事が大切と思います。
- ・ 小学校で学んだ文化財の知識は、中学校で活きたり、自らの出身地を誇ることができる、大切なものだと思います。まず、他地域に広めることも大切ですが、自地域の人々に発信し、自信をもって自慢できるようなものになっていくといいと思います。特に小さい子にとってその知識は大切でとても生きていくものとなると思いますので、何世代にも渡って保存をお願いしたいと思う。
- ・ 志太郡衙や田中城下屋敷など、担当部署でない市職員では知らない人もいる。せめて市職員としてその位の知識は持っていてほしい。

【発信】

- ・ 県外から移住してきました。藤枝の文化に興味がありますが、触れる機会がほとんどありません。
- ・ 関わりたいと思いますがどこで何をやっているのかがわかりません。広報以外にもSNS等で発信を強化していただけると目に止まると思います。
- ・ 動画配信をする。
- ・ まず、市民一人一人に存在を知ってもらう方法を考えるべき。興味ある人にしか存在を知られないのではないのでしょうか
- ・ 藤枝市には歴史、文化等多々あるのでもっとPRし、多くの人達が訪れるようになるようにしたい。
- ・ もっと発信を強化してSNS、ホームページだけでなく広報ふじえだでも特集したらいかがでしょうか。藤枝の文化や歴史に関心のある人は多いはずです。

【保存活用】

- ・文化財の活用をひろげて観光などに使って歴史や文化を伝えていくこと。カフェなどもやり沢山のの人にってもらったり、来てもらう事が大事と思います。
- ・資本不足で活動出来ないのが現状だと思う。財源をしっかり確保する。
- ・イベント開催の地で買い物をする人が少ない。
- ・デジタル保存（保管）を積極的に行い、ホームページ等で公開（保存）し、後世に残してほしい。
- ・積極的な行政による歴史保存活動に感心する。
- ・説明板等の痛みがひどい所が見受けられるので定期的に見回りをして改修をお願いしたい。
- ・史跡の表示板、説明板の設置。
- ・『図説・藤枝市史』のPR。『市史』は質・量ともに素晴らしい。
- ・ボランティアなどによる調査・発掘を推進するのがよいと思います。
- ・市民をまきこみ会を行う。人が集まる会を行う。
- ・地域ぐるみでの保存継続維持して欲しい。
- ・ボランティア活動の充実。
- ・復元をしたりしたほうがよいと思う。
- ・情報をどんどん発信し、文化財の末永い保存を願います。私たちの財産は1度消えたらもとは戻りません。よろしくをお願いします。

【博物館・文学館】

- ・北村さゆり展は大変良かった。展示物が多くゆっくり見たが（1時間）、一日かけないと全部は見れない。
- ・体験型・継続型（2～3回通うと何かが完結する。例えばスタンプやぬり絵帳など）など何度も足を運び、思い出に残るような企画をする。
- ・村越化石を生んだ市として、もう少し俳句文化の発信に取り組んで欲しい。
- ・近代歴史の展示が少ない。
- ・近世の古文書等の調査、収集、研究に力を入れてほしい。今のままだと、どんどん散逸してしまう。
- ・他市から引っ越して30年になり、地元を知りたくて、いろいろな講座に参加している。
- ・博物館の近くなので展示はよく見にいっている。なつかしい乗り物や遊び等思い出しながら家族との話題になってよい。
- ・博物館・文学館と蓮華寺池公園をにぎわいの場として活用してほしい。
- ・博物館・文学館主催のイベントに参加しているのでこれからも開催して下さい。
- ・博物館で昭和レトロ物が好きです。
- ・市以外（他市・県・国）の物と比較出来る展示会等など、保存活用にかかわっている識者の講演会等を開催し市民に広くひろめていただきたいです。無料が良いですが低額でもよいと思います。

【志太郡衙跡】

- ・志太郡衙跡をもっと利用できるようにしたい。万葉の花をアピールする。
- ・私の父は（生前）志太郡衙跡発掘作業を60歳から始めました。今もその場所に行くと先祖の方々からの思いが次に継がれている事を感じます。
- ・志太郡衙跡にカーナビで検索して来ましたが、駐車場の場所がわからず、周辺をぐるぐる回ってしまいました。

【田中城跡】

- ・「史跡田中城下屋敷ゾーン」を構想願いたい。
- ・田中城周辺散策のための案内板の拡充増設。
- ・諏訪原城クラスの視聴覚システムを付属した案内設備。
- ・大名庭園としての植栽整備。
- ・茶室に呈茶を供させられる水屋設備の付属。
- ・田中城跡公園の充実を希望します。

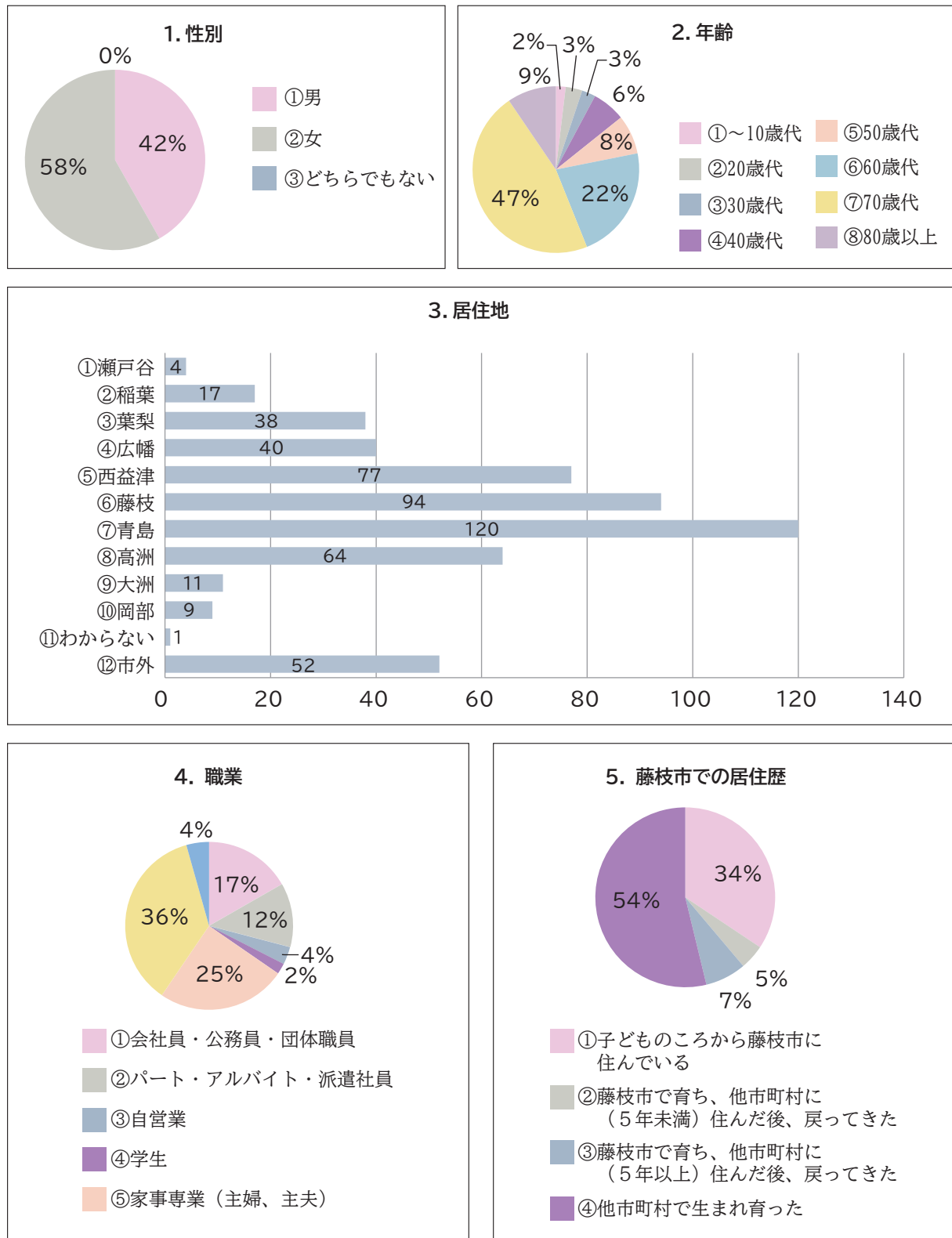
【日本遺産・東海道】

- ・東海道について、古道からの路の変遷が明示されていない。
- ・柏屋近辺の街道の復元により観光資源として、藤枝市の名所として全国的にPRをする。
- ・食べる文化財の保存・・・染飯。

【その他】

- ・千貫堤の構造が判らないので実物を活用し有形文化財として展示する
- ・区画整理により旧東海道が分断されてしまった場所がある。昔の道がわかるようにしてほしい。

回答者属性



藤枝市文化財保存活用地域計画

発行年 令和5年12月

編集・発行 藤枝市 スポーツ文化観光部 文化財課

〒426-0014 静岡県藤枝市若王子500

Tel 054-645-1100 Fax 054-644-8514



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。